

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。
日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。
通告の順序により、発言を許可いたします。

11番（猿渡久子君） 今回も、皆さんの非常に関心の高い問題、切実な問題について質問をしてまいりたいと思います。ぜひ前向きな答弁を、よろしくお願いいたします。

まず、臨時・非常勤職員の待遇改善の問題です。

これは私、ことしの6月の議会で質問をして、正規職員が水道局を除いて1,037人、非常勤が420人、臨時職員が91人、全職員の3分の1が非正規だという答弁をいただいております。月13万とか日給6,400円とかいうふうな賃金だということで、官製ワーキングプアに当たるのではないかと、そういう事態は改善しないといけないのではないかとということで質問をしています。このときに私、ちょっと詰めが甘かったかなというのを反省してまして、もう少し具体的な中身も含めて答弁していただきたいと思うのですけれども、保険とか有給休暇、通勤手当、ボーナス、こういうものがどのようになっているか。そういう中身についても、もう少し答弁をしていただきたいと思います。

このときに、6月に質問をしたときに、今後も勤務労働条件については、「関係機関と協議を重ね改善に努めたい」、こういうふうに答弁をいただいているのですけれども、その後どのように協議をしてきたのか。なるべく早く改善しないといけないと思うのですけれども、その見通しについてどう考えているのか答弁をしてください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

現在の非常勤職員や臨時職員に対して、賞与や通勤手当の支給はございません。ただ、別府市一般職の非常勤職員の任用等に関する規程及び別府市臨時的任用職員の任用に関する規程に基づき、勤務時間を超えた場合、割り増し報酬や割り増し賃金を支払う規程があります。また、有給休暇制度や健康保険法、厚生年金法、雇用保険法、または労働者災害保障保険法に定める被保険者の資格要件を満たすときは、これらの法律に定める被保険者として資格を取得できる保険制度も整備しております。

また、待遇改善につきましては、6月議会において勤務労働条件の改善についてお答えしたところでございますが、職員課としてもその後協議を重ねました。特定の職種についてだけ勤務労働条件の改善を図れば、他の職との不均衡が生じるおそれがあります。通常の事務を行うもの、専門的な業務を行うもの、さらに時間外勤務が恒常的に発生するものなど、さまざまな勤務形態があります。これらについて、それぞれの職種についてさまざまな要因により勤務労働条件が決まってきた経緯がありますが、状況等を考慮し、改めて別府市のガイドラインを定めた上で見直しを図っていきたいと考えております。

11番（猿渡久子君） 保険と有給休暇はあるけれども、通勤手当、ボーナスはなしということなのですね。ですから、13万の月給ですと、13万掛け12カ月だと、それだけでは年収が156万ということになるのですね。やはり改善が必要だというふうに思います。

この資料は、私の手元に今あります資料、全国の90の市の、これは保育士さんの非常勤・臨時職員の方のいろんな勤務労働条件について調べた資料を手に入れることができまして、これも職員課長にも差し上げています。これを見てみますと、90の市のうちでボーナスがないところが43、あるところが47ですから、52%の市が一時金特別賃金ありというふうになっています。通勤手当がなしが16市、あるが74市、82%が通勤手当があるという結果があります。そういう状況もありますので、ぜひなるべく早く、来年度にも改善を図るべきだと思います。

今、「ガイドラインを定めて見直しを図っていきたい」という答弁だったのですが、時期と

してはどういう時期を考えているのか、答弁してください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

21年度中にガイドラインを定め、22年度からそれに基づいて実施していきたいと考えております。

11番（猿渡久子君） なるべく早く改善を、重ねて要望しておきます。

それと、大分市の嘱託職員のことで先日報道がありました。知的精神障がい者を初採用ということで、来年度に向けて採用するという報道ですね。知的障がい者は郵便物の整理、配送、文書印刷、製本作業、精神障がい者は文書やデータのパソコン入力、会議録作成といった業務に当たる、各課に配属するのではなく専用の部屋を設けて全庁的な業務に当たる方式とするというふうな報道です。このような知的障がい者、精神障がい者の採用についても、私は10年くらい前だと思うのですが、ジョブコーチという制度もあってということも紹介しながら、考えてはどうかということを質問した経緯があります。これについては要望にとどめておきますが、今後、別府市でもこういうことをぜひ検討してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の問題に移ります。教育の問題ですが、まず社会福祉課の関係の問題から質問に入ります。

入学準備金というのが、生活保護の制度の中です。このことで、高校に子どもさんが入る保護の受給者の方から、高校に入るときに本当にお金がかかるのだけれども、まず立て替えて払っておいて、後からその準備金が支給される、後から戻ってくるという形になるのですね。だけれども、「立て替えるのが非常に大変だ」というふうな声が寄せられております。現在、どのくらいの金額が支給されているのか、その支給方法についても答弁してください。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

初めに金額についてでございますが、小学校入学時に3万9,500円以内、中学校入学時4万6,100円以内、高等学校入学時6万1,400円以内となっております。

次に支払い方法でございますが、別府市におきましては、現在、入学準備に必要な物を購入する際、一たん立て替えをしていただき、その領収書に基づいて支給しております。

11番（猿渡久子君） 私は去年でしたか、別商の授業料が上がる時に調べたのですけれども、PTAの方から入学の説明会のときにももらった資料なんかを見せていただいて、その資料に基づいて全部計算したときに、高校に入学するときに制服から教科書から体操服とかいろんな教材とかいろいろ、PTA会費とかいろいろものを合わせて10万から15万くらいかかるのですね。それくらいの負担があるので、生活保護を受けている方にとっては非常に大変だと思うのです。そういう家庭で教育を受けさせるということは、貧困を引き継がないという点で非常に大事ですし、やはりこれは立て替えが必要ないように改善を図るべきだというふうに思うのです。

私は議会事務局をお願いをしまして、調べてもらいました。県下の別府以外の13市の状況がどのようになっているかというのを全部調査をしていただいて、資料を課長にも差し上げています。14市中6市が事前に支給をして、後で領収書をもって確認をし、また精算をするというようなやり方になっています。例えば大分市の場合だと、小・中学校については基準額を一律全額支給、高校入学には見積書もしくは領収書により支給、ただし見積書による場合には後日領収書にて確認しているということですね。豊後大野市の場合は、金銭給付後入学に必要な品の領収書を確認、精算するというふうな形をとっています。ぜひこういうところに学んで、立て替えが必要ないように改善をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

現在、社会福祉課におきまして、入学準備資金を含め事務の改善に向けて準備を進めているところでございます。他市の取り扱いも参考にして、今後事務を進めていきたいと考えており

ます。

11番(猿渡久子君) これも早い時期に改善できるように、よろしく願いいたします。では、教育の2番目の問題ですが、いきいきプランの問題です。

これは、私は繰り返し繰り返しこの議場で何度か取り上げてきて、時間数の問題、待遇の問題、あるいは人数の問題で改善を図るべきだ、予算をふやすべきだということによってきました。これは確認になりますが、来年度の予算編成に向けて、ぜひさらに充実をしてもらいたい。待遇改善を図らなければ、なかなか手がないという、少ないという状況になっていると思いますので、来年度に向けて改善を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。人数もふやすべきだと思いますし、そういう要望が現場の方から上がっていると思いますので、改善を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

いきいきプランの充実につきましては、議員さんからたびたびこの議場で、要望等を伺っております。さきの3番議員のときに次長の方から御説明をされたと思いますけれども、勤務時間数については1人当たり1,155時間というような、時間をふやすように予算要求しております。この点につきましては、他市、例えば隣の市であります杵築市等は、年間1,000時間というようなことでありますけれども、別府市としましては、それを大幅に、155時間というような大幅に超えるような、これは一つは学校の十分な指導の支援をしてもらいたいという一つの要望と同時に、支援員の待遇改善の一策としては、私はこれを重要視して本年度教育委員会としては要望しております、予算要求をしております。

なお、人数につきましては、現状、学校の方で確かにそういう声はありますけれども、今23名ということで、学校は学校の時間数をふやすことによってさらに充実していくというようなことが見られますから、また本年度の最後に学校からの報告を十分見て、人員については検討していきたいと思っております。

11番(猿渡久子君) いろんな、発達障がいがあったり特別に支援が必要な子どもさんとか、そういう子どもさんが学校にふえていると思います。そういう中で、今、時給1,000円、23人、2,300万円という予算ですね。年間114日でもいいのですかね、月に12日、週3日程度ということになっていると思うのですけれども、やはり今後また改善に向けて政策推進の方にも強く要望しておきたいと思います。

では次ですけれども、一斉学力テストについて。

これは、一斉学力テストの実施というのは、点数を上げることに関心が集まりがちで、過度な競争になるというふうに私は思うのです。この問題については、いろんな新聞報道なんかでも、かなり批判的な社説が多いのですね。私は、この全国学力一斉テストの結果を公表すべきでないということで、きょう、市教委の見解を求めたいと思っておりますが、まず、8月29日に第2回目の全国学力テストの結果が公表されまして、それに関する社説を見ますと、地方紙を含めて二、三の社説を除いては、毎年の実施、そして全員を対象とした調査に疑問を投げかけているのですね。ほとんどの新聞の社説が、疑問を投げかけています。

朝日新聞のこししの8月31日の社説です。これはそのまま読みます、もうそのまま全部予算みたいと思えますけれども……。

全国学力調査、60億円はもっと有効に。小学6年と中学3年を対象とした全国学力調査の結果が公表された。学力低下への懸念を受けて、全員参加型の調査を文部科学省が43年ぶりに復活させた、その2回目である。問題が難しくなったため、平均回答率が大きく下がった。しかし、応用力が低いことや都道府県別の成績など、前回とほぼ同様の傾向が見られた。こうしたデータが、教育行政にとって大事なのは言うまでもない。しかし、多額の税金を使って、この全員調査を続けることにどれほどの意味があるだろうか。200万人以上がテストを受けるので、採点や分析には膨大な時間がかかる。昨年分について本格的な分析結果が出たのは、

ことしになってからだ。しかも、少人数や習熟度別の授業に学力向上への効果があることは、従来の抽出調査などでわかっていたことだ。さすがに当の文科省や分析を担当した有識者からも、このまま全員調査を続けることに疑問の声が出てきた。省庁の無駄遣いを調べている自民党の作業チームが、「このままの調査なら不要」と判断したのも当然だろう。

さらに、当初から懸念されてきた問題も出てきた。鳥取県の情報公開審議会が、先月、市町村と学校別の結果を公表すべきだと答申したのだ。文科省は、過度の競争にならないように、こうしたデータの公表を控えるよう指導しており、県教委は学校現場からの反発にも配慮して、当面は非公開と決めた。しかし、住民が知りたいというのを退けるには無理があり、今後、公開する自治体が出てくることも予想される。そうすると、学校の序列などにばかり関心が集まってしまう、どうやって教育を改善するのかという肝心な点に目が向きにくくなる。このように、多額の予算と労力を費やして全員を対象にしたのに、ふさわしい果実は得られない。となれば、思い切って見直すのが筋だろう。

日本全体の学力の動向を見るには、抽出調査した上で同じ問題にする方が効果がよく、実態もとらえやすい。地域の学校格差の原因を探るのなら、自治体ごとに家庭環境も含めてきめ細かく調査するのが効果的だ。そして、何よりも今力を注ぐべきなのは、少人数指導など、この調査でも有効性が確認された授業形態を少しでも実現させることではないのか。そのために欠かせないのが、教員の数と質の向上である。ことしの調査にかかった費用は、ざっと60億円に上る。文科省は、7月に決めた教育振興基本計画に小学校の外国語教育向けの教員増を盛り込もうとしたが、財政難を理由に実現しなかった。その予算が学力調査の費用でそっくり賄えるのである。こういう主張です。ほかの新聞でも同じような主張が並んでいます。

フィンランドでも一斉学力テストを実施していたときには、学力が下がった。その後、一斉学力テストをやめて、本気で1人1人を大切に教育に切りかえていく、習得主義の教育に切りかえていって、先生の配置なんかを十分にしていって、教育改革を始めて4年から5年で学力も、また経済力も世界一になったというふうに聞いています。それは、教育に力を入れて小学校から大学まで、私立を含めてすべて無償だ、無料でできるというふうに聞いていますが、そういう国の方針に国民が非常に将来展望を持てるようになった、それが経済にも波及していたのだというふうに聞いています。

この学力テストの結果を公開したら、市町村が独自でテストをやるようになり、例えば別府市の中でどこの学校が足を引っ張っているのかというふうなことが見えるようになってしまうと、そうすると、だれがこの学校で足を引っ張っているのかということも見えるようになる。そうして、新たな差別を生むようになる。こういうことが専門家から指摘をされています。発達障がいの子どものペーパーを都に出さなかったということも、実際にあっていますよね。テストの日は休むように持っていかとか、そういうふうなことが実際に起きています。四十数年前に一斉学力テストをやっていたときにも、そういうことが問題になって廃止になったのですね。それが学校選択制と結びつくと、うちの学校が廃校になるのは、あの子が悪いのだというふうなことに繋がっていって、生徒同士の人間関係に亀裂が生まれるというふうなことも指摘をされています。

公表はすべきでないというふうに考えますが、市教委の考えはどうでしょうか。教育委員会が、どのような子どもを育てたいと考えているのか、そこにかかわってくる問題だと思いますので、そこらを含めて答弁をしていただきたいと思います。

学校教育課長（辻 修二郎君） 現在、県の基礎基本定着状況調査並びに全国の学力調査、この目的は、いわゆる児童・生徒の学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の定着状況を客観的に把握し、指導内容や指導方法の改善・充実を図ること、そして確かな子どもの学力を目指すという、それが一つの目的であります。また二つ目としましては、児童・生徒の家庭環境の過ごし方や勉強に対する意識を調査し、学校や家庭が、将来を担う児童・生徒の自立に

向けた学習環境や家庭環境づくりの改善などを示唆する調査で、そういう二つの目的があります。

その上に立って、この目的を十分教育委員会としましても理解しておりますし、特に学力面の点数のみではございません。いわゆる点数学力のみには偏らないために、児童・生徒の学習意欲を含めて意識調査がございます。その中には、別府市が今から育てようとする知・徳・体のそういうような徳育的なこと、体力的なことのそういうような意識調査もあります。その意識調査を踏まえて私たちはこの学力テスト等を十分学校の方に、そして教育委員会としましても理解をし、取り組んでいるところでございます。

なお、ここ数年の別府市の学力テストがあったその日の状況につきまして、例えば本年度5月、教育長がじかに学校長を呼び寄せて、児童・生徒のいわゆる受験の様子や、そして意図的に欠席をしているような児童はいないかとか、またこのテストによって子どもたちに、学級の中に批判が生まれたり人権的な配慮が欠けているような、そういう実態はないかというようなことを直接教育長が校長にヒアリングしました。そのときに各学校の校長が、監督ですから、受験の姿を見ている範囲で、子どもたちがこの受験に対しては前向きに本当に頑張っている姿勢が見られる、そして学校の中にもそういうようにやっぱり過度ないわゆる競争意識というような、過度というか、人権的な配慮を欠いたようなことは取り組まれておらないというようなことは報告を受けております。私たちは、こういうことをじっくり今把握しているところでございます。

ただ、学校の中には、教科を含めてすべての教育活動にはそれぞれ目的があります。そして子どもたちが、児童・生徒が目標を持って児童間、生徒間同士で切磋琢磨して、よりよい学級づくりやよりよい学習定着を図るために、課題に本当に意欲とやる気を持って取り組むということを学校現場では大切に思っております。そういう意味で、この学力テストについては、私たちは点数のみの姿でというようなことで考えてはおりません。

また、公開につきましては、保護者や地域住民に対しての説明責任を果たす上で重要であると考えております。しかし、段階を踏んで慎重に取り扱わなければならないと考えております。公表する場合は、本調査の結果が学力の特定の一部であることや、議員の御指摘があったような過度な競争や序列化につながるようなことにならず、保護者や地域の方々に学力向上につながる学校教育への理解と協力が得られるような効果的な公表が、そしてそれが必要であり、特段の配慮が必要であると考えているところでございます。

11番（猿渡久子君） 「段階を踏んで慎重に」という答弁ですね。これは先日、11月19日の国会答弁なのですが、衆議院の文科委員会での塩谷文部科学相の答弁なのですが、全国学力テストの公表について、政府の実施要綱に反するということが文部科学大臣が認めています。日本共産党の石井郁子議員への答弁です。石井郁子議員が質問したことに対して塩谷文科相が、各地の公表について「実施要綱に反している」と名言をしています。橋下知事が「実施要綱に縛られない」と主張していることについてただしたことに対して、「これは無謀な考え方で、遺憾だ」というふうに述べています。「全くのルール違反だ」というふうに塩谷文科大臣は答弁しています。石井郁子議員は、大阪府が開いた校長や管理職が対象の研修会、これは11月6日に行われたものなのですが、これで講師が、「目的のためには手段を選ばない」と講義している、こういう実態も示して、学力テストを続ければ点数競争が一層激化するということで批判をした。これに対して文科大臣は、「大阪の事例は趣旨に反することがたくさんある。序列化や過度な競争心をあおるためにやっているわけではない」と釈明したということなのですが、イギリスでもこの学力テストは廃止の方向です。

イギリスでは、今、7歳、11歳、14歳を対象に全国一斉学力テストが行われているのですが、この14歳の生徒の学力テストについて廃止をするということを発表しています。海外の流れからいっても、やはり学力の向上につながるよりも弊害の方が大きいということで、

廃止の方向に向かっていきます。私は、テスト自体を否定しているわけではないのです。子どもたちが、どこでつまづいているのか、どこを理解していないのか、それを把握して、そこをしっかりと教えていく、身につけさせていく。そのためにはクラスや学校、学年でテストをしたことで十分だと思うのです。その方が結果が早く、もうその場ですぐに結果が出て、すぐに次の授業に生かせるわけです。全国的な傾向を把握して政策に生かすということでも、全員を対象にする必要はないし、それを公表する必要もないというのが世論だと思います。新聞の社説なんかを見ても、60億近くもかけてやる必要があるという主張です。私は、さっきのいきいきプランの問題でも何回も取り上げてきて、議員になった当初からやはり先生をふやすことが必要ではないかということとずっと10年間言い続けてきて、それで1,000万弱の予算がやっと何年か前に取れて、2,300万までふやすのに何年もかかったのです。やはり、先生をふやす、そして1人1人に行き届いた教育をしていくことが、学力向上につながるということは明らかなわけですよ。だから、その60億という予算があれば、先生をふやすことの方に使ってもらいたいというふうに私は思っています。ですから、ぜひ公表をしないという方向で今後また考えていただきたいというふうに思っています。

最後に教育の問題で、学校選択制の問題ですけれども、これは時間の関係もありますので、私はデメリットが大きいというふうに思っています。時間が迫ってきましたので、私はこの学校選択制は実施すべきでないと考えていますが、別府市はこの学校選択制についてはどのように考えていますでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

現在、別府市では、学校選択制については導入しておりません。しかし、学期途中の転居、そして家庭状況、教育的配慮などの理由により校区外就学許可制度の弾力的な運用を行っております。学校選択制については、現在実施している他市の状況から、メリット・デメリット等について研究している段階でございます。

11番（猿渡久子君） では、次の問題に移ります。国保税の問題です。

これも私は繰り返し取り上げてきた問題ですけれども、非常に関心が高い切実な問題ですので、やはり来年度さらに値上げというふうなことになることは、とてもではないけれども困るわけですね。ですから、ちょっと繰り返しになりますが、また質問をしたいと思えます。

特に今、きのうも質疑がありました、子どもがいる世帯の保険証の問題ですね。これは、きのうの答弁で5世帯7人という新聞報道があったけれども、実際は2世帯なのだ、あとの3世帯は社会保険に入っていたのだというふうなことで、前向きに接触を図って、なくす方向で、保険証を交付する方向で努力しているというふうな中身の答弁だったと思うのですが、2世帯3名の子どもさんと聞いています。やはりこれは早急にきちんと保険証を交付していただいて、短期証を発行していただいて、子どもさんが困るようなことがないように早急に取り組んでいただきたいと思えます。

そして、この2世帯3名以外の、今、短期証が交付されている世帯ですね、その世帯でもやはり何カ月かたったときには、その短期証が切れて未交付という状況になる可能性もあるし、将来的に資格証明書という状況になる可能性もあるわけですよ。ですから、こうやって問題になっている今、前向きで頑張っていただいていること、そして別府市がほかの自治体に比べて、やはりそういう状況が少ないということは評価したいと思うのですけれども、今後も、短期証の家庭などで保険証がないという事態に陥らないように引き続き努力をしていってもらえないと困ると思うのです。その点を含めて、どう考えているか答弁をしてください。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

資格証交付に対しましては、これまでも定期的に自宅訪問または文書等により納税協議を呼びかけ等実施しているところでございますが、現実的には応じていただけないのが実情でございます。市といたしましては、引き続き現在資格証を持っている世帯の減少を図っていくと

もに、今、短期証を交付されている、今後、資格証にかわる可能性の高い人、こういう世帯に對しまして納税相談等によりきめ細かな納税協議というものを実施することによりまして、資格証世帯を今後これ以上ふやさないような対応を考えていきたいと思っております。

ただ、しかしながら、今回一部の市で実施したような無保険の子どもに対し短期証を一律に交付するというような方法については、他の納税者との不公平感を招くおそれがありますので、別府市としてはとるべきではないというふうに考えております。

11番(猿渡久子君) やはり私たちは随分前から、この短期証、資格証の問題は繰り返し議場でも問題にしてきました。ことしも行いました予算要求などでもずっと取り上げてきましたし、生活と健康を守る会とか、そういう団体の皆さんと一緒にお願いをする、要望をするときにも随分昔から取り上げてきて、短期証、資格証を発行しないようにということは繰り返し要望してきた問題です。そういう中で、他市と比べて比較的努力していただいているということはあるかと思っておりますので、今後引き続きやはりこういう事態は一刻も早くなくすように、本当に連絡がどうしてもつかない人は残ってしまうのかもしれないけれども、豊後高田市なんかは資格証ゼロですよ。やっぱりそういうところに学んで、保険証がない、病院に行けないというふうな事態をなくすように、今後とも頑張ってくださいと思います。

そして、引き下げの問題です。国保税が大幅に上がって、本当に切実な声がたくさん寄せられています。私は先日、あるところでマイクで街頭演説をしていましたら、自転車で女性の方がふうふう息を切らせて走って見えたんですね。「どこで声がしておるのかなと思って探してきたのだ」と言って、「猿渡さん、国保税が払えなくて困っておるのだ」と言われました。

「とにかく市役所に行って相談して、短期証を出してもらおうように相談したらいいですよ」というふうにお話ししたのですけれども、あと、市外から越してこられた方も、高いのでびっくりしています。学校の先生のOBで退職をされて親御さんの介護のために引っ越してこられたという方からも、「もう払えん。払ったら生活できんわ」と言って訴えられました。そういう声をあちこちで聞いています。ですから、私たち、今、市民の皆さんと一緒に国保税をぜひ引き下げてもらいたいという署名活動なんかもしているところです。

きのうの平野議員の質問の中で、国民健康保険に対する一般会計からの繰り入れについて、算定額を繰り入れすべきだということの質問がありましたね。これは私たち共産党議員団がずっと言ってきたのですけれども、そのところでちょっと時間切れで具体的な答弁がなかったもので、そのところをもう一回聞きたいのですが、これまでの算入額ではなくて算定額で繰り入れした場合にはどの程度の繰入額となるのか、ちょっとそこを教えてください。

保険年金課長(古庄 剛君) お答えいたします。

国保財政安定化支援金事業繰入金算定額を繰り入れするのか、それから算入額を繰り入れするかにつきましては、市の財政状況等を勘案し判断しなければなりません。この事業にかかる交付税措置は、暫定措置が継続されているものでございまして、事業内容等の見直しにより18年度の算入額が、交付税措置が3億700万というような金額でございましたが、20年度にはこれが2億3,000万に減少しております。額にして7,700万ほど大幅に減少しているのが実情でございます。また仮に本年度のベースで算入額と算定額を試算いたしますと、20年度の算入額は2億3,000万、これは算定額に直しますと2億8,800万となりますので、差し引き5,800万の繰り入れ増が見込まれるわけでございます。

11番(猿渡久子君) 算定額の8割が今、国から来ているわけですね。残りの2割を大分市などは市独自の財源で一般会計から国保の予算に繰り入れているわけですよ。だから、そうやって一般会計からの繰り入れをやはりふやすことで、国保税の引き下げをぜひ来年度していただきたいと重ねて強く要望しておきます。

国保税における市独自の減免制度、これも私はもう繰り返し繰り返し要望してきました。もう時間もなくなりましたので、これは要望にとどめておきます。ぜひ必要だというふうに思っ

ております。

では、次のまちづくりの問題に移りたいと思います。

福祉のまちづくりの一環として空き店舗のリノベーション事業、これが社会実験で取り組まれているのですが、このリノベーションの物件のうち「プラットフォーム3」が12月1日にオープンをしていますね。雰囲気的にも、温かい感じの雰囲気に改装されてオープンしたわけです。その活用方法やトイレの状況について、まず説明してください。町中に、商店街の中なんかにユニバーサルデザインの、車いすの方などだれでも利用できるトイレが必要だということは、私は随分前から要望をしてきている問題ですので、この点どうでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

11番議員さんには、中心街での活性化事業に関するイベント、また催事に数多く御参加をいただき、心からお礼を申し上げます。

御指摘のように、現在の中心市街地活性化協議会の事業で取り組んでいる空き店舗対策の「リノベーション事業」と名づけてございます。おかげさまをもちまして、すでに3店舗の施設が稼働をいたしてございます。駅のように人が行き交い交流できる場所を目指しまして、「プラットフォーム」と名づけてございます。御質問の「プラットフォーム03」でございますけれども、目的としては、地域における支え合いの基盤を形成したい、地域や福祉にかかるさまざまな情報発信の拠点、そういうものを目指したいということで、大分大学の全面的な協力を受けまして、高齢者や障がいのある方など、どなたでも利用できるコミュニティーカフェとして12月1日より稼働いたしました。この空き店舗が新たな機能や魅力を持つことによりまして、まちの活性化につながるよう今後とも取り組んでまいりたいと思っております。当然、ユニバーサルデザインのトイレも完備をさせていただいております。

11番（猿渡久子君） せっかくいいものができていますので、しっかりPRをしていただきたいなと思います。今後、さらに4カ所というふうに言ってきましたので、早急にふやしていただきたいなと思います。障がいがある方も高齢者も、だれもが安心して訪れるようなまちづくりを進める、だれもが安心して暮らせ、訪れるということですね。そういう別府のまちづくりを進めていくことは、観光にとっても非常に大事だと思っておりますので、今後またぜひ力を入れてもらいたいと思います。

中心市街地活性化基本計画ですね、この基本計画の方針に、「温泉文化が息づく暮らしのまち」、こういうふうにありますね。その温泉をどのように生かそうとしているのか。中心市街地にはたくさん温泉があって、竹瓦温泉は明治12年とか、梅園温泉は大正5年とかいうふうに歴史がありますが、やはりそういうものをもっと生かしていくべきだと思います。また、その認定の地区は、まちづくりの交付金の率が引き上げられるというふうにも聞いています。特にそういう中心市街地活性化や歴史的景観保全が対象になるというふうにも聞いています。数多く点在しているそういう温泉を、まちづくり交付金を生かした「点」ではなくて「面」というふうな形でやはり生かしていくことが求められる、大事だと思うのですが、その点はどのように考えているのか。関係各課と調整を図りながら、連携をとりながら、やはり全庁体制でその辺取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

「温泉文化が息づく暮らしのまち」ということで、現在中心市街地活性化の目標の一つとして取り組まさせていただいております。

まず温泉文化、具体的に今どういうことをやっているかといいますと、まちづくり交付金を生かしまして海門寺温泉の建て替え事業を今進めてございます。また、今後重要な観光スポットであります竹瓦温泉の周辺整備も計画に織り込んでございます。

そこで、まちづくり交付金の率が上げられている、また歴史的景観保全等の対象となる。そういうことで今、私どもはあくまで基本計画で進めてございます。これは基本計画ですから、

これからいろいろな肉づけがされるものと思っています。特に中心市街地では路地裏散策等、数多くのまち歩きツアーをまちづくり団体の皆さんが実施をさせていただいてございます。その中で、温泉を巡るツアーも企画をされてございます。ただ、現在では、まだまだ計画に反映できるほど煮詰まっておりません。今後、中心市街地の基本計画の目標に寄与する事業また寄与できる事業、そういうふうには肉づけ、形が整ってまいりましたら、当然変更も可能でございますので、積極的に盛り込んでいきたい、そういうふうを考えてございます。

11番(猿渡久子君) ぜひ、具体的に進めてもらいたいと思います。

では、(1)のゆめタウンの波及効果の問題にいきます。

このゆめタウン、波及効果について、きのう、9番の国実議員の方に答弁がありましたけれども、きょうの新聞に大きく報道されているように目標に達していない、来店者数800万、売り上げ目標120億に対して700万人、100億円強という答弁だったのですね。もう少し具体的に検証したいと思うのですけれども、私はここに去年の3月議会の議事録をそのまま持ってきたのですけれども、調達の問題ですね、地元調達率。永井商工課参事の答弁です。

「青果物の地元調達率としては、見込みとして62%、また水産物については50%を計画しております」というふうに答弁しています。このときに、雇用の問題では「地元雇用1,000人」と言っていたのですね。「そのうち正社員50人」と言っていたのですね。正社員50人でも、「え、なに、たったそれだけ」というのが市民の感覚でしたし、私も、「正社員50人なんて少な過ぎるのではないの、あんまりではないですか。市長さん、市長選挙までして誘致したのだから、市長みずからこれは正社員をふやすように働きかけるべきではないですか」ということは何回も言ってきました。その点どうなっていますでしょうか。雇用の問題や仕入れの問題、波及効果などについて、もう少し答弁してください。それと、通行量調査のことがありましたが、それはいつしたのか、それも含めて答弁してください。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

まず、波及効果でございます。この波及効果の分析、これは私どもも今後検証は大変必要なことだろうと思っております。ただ、企業は長期間にわたる経済活動を継続いたします。断片的な分析ではなく、やはり社会経済、そういう動向も踏まえて長期間における検証が必要だろうと思っております。経済波及効果というのは、一般的に直接効果、また第1次間接波及効果、また第2次間接波及効果に区分をされてございます。誘致企業における地元への波及効果を数値であらわすためには、いろいろな数値が、元データが必要でございます。やはり会社の決算、そういうものが終わらないと具体的な数字が出てきません。ただ、先ほど御質問の仕入れの関係でございます。これは今調査をしております。青果、水産物だけではなくていろいろな物を取り引きしておりますので、そういうものを踏まえた上で今後早急に検証させていただきたいと思っております。

それから、雇用でございます。50人というのは、これはイズミがゆめタウン別府店に配属をしている正規職員、社員でございます。それと地元関係者から本年度採用されたというのが13人と、イズミ側にお聞きしております。それから1,000人というのは、これは延べでございます。実際は650人が地元から採用されてございます。

もう1点、交通量調査でございます。いつやったかということでございます。11月30日に、ことはさせていただきます。

11番(猿渡久子君) オープン前には、地元雇用の内訳として50人の正規雇用と書いていますよ。今いろんな言いわけをしましたけれども、やはりきちんと検証しないといけない。「データとして答えられるようにしておいてくださいよ」というのは、以前にも言っていますから、これはまた今後聞きますので、しっかり検証していただきたいと思います。

私は、やはり地元の皆さん、商店街の皆さんの声を聞いても、ある程度の交通量はふえているかもしれないけれども、それが売り上げにはつながっていないというふうに思いますし、雇

用の面でも非常に不安定雇用で、時間数を減らされたりしているということで、波及効果としてプラスの面はないというふうに考えています。

時間がなくなったので、近鉄跡地の問題にいけますけれども、この近鉄跡地のマンション計画はどうなっているのか。もうできないのではないかというふうな声をあちこちで聞きます。それで私は先日、本多産建に、宇佐の本社の方に行ってまいりました、伺ってきました。12月3日に行ったのですけれども、お話を伺いますと、正確にするためにその時の手帳をそのまま読みますね。「売れる物件でない困るので、練り直しをしているところです」、「できるよういい時代になれば」という言葉もありました。「生き残るためにどうすればいいか」ということも言っていました。「景気がよくなると、できないのではないかと思っている」、「今は何とも言えない。間を置かないとどうしようもない」、「様子を見て、動くとすれば説明会をしてスタートしたい」、こういうふうに言っています。こういう状況では国の認定を取り消されるのではないかと心配していますが、核になる事業ですからね、中心市街地活性化基本計画の。その点、市としてはどのように把握しているのか、どのように考えているのか。今後に向けてこの計画がもしだめになるようなことがあれば、そのことを見越してやはり次の案を考えておかないと、5年という限られた期間の中でやらなければならない事業ですので大変だと思うのですが、いかがでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

議員さんとの事前の質問どりの中で、本多産建の方にお邪魔をされたということをお聞きしました。私どもは随時、本多産建とは連絡をとり合っております。現時点での本多産建の回答は、少し時間もかかるかもしれないけれども、また規模も19階ではなくて15階ということになるかもしれないけれども、あそこに複合のマンション、商業施設を入れたマンションを建てたい、この意向は変わらないということをお聞きしています。

現在、国の方も、これは別府市だけではなくてこういう社会情勢でございますので、例えば大分市で大型店の撤退が決まりました。また鹿児島の方でも、大型商業施設の撤退が発表されました。認定を受けている都市が、それぞれ問題を抱えてございます。それぞれ苦勞をしている、これはもう現実でございます。私どもも、本多産建さんの動きでは、これは当然基本計画の変更は余儀……、やらなくてはいけないだろうと思っておりますし、考えていくべきものと思っておりますけれども、現時点では、まだ本多産建さんのマンションが建たない、断定できるものはございませんので、もう少し推移を見たい、そういうふうに思っております。

11番（猿渡久子君） 11月に本多産建のグループ会社が民事再生法を申請した、子会社が民事再生法を申請したというふうな報道もあっておりますし、またインターネット上にも、本多産建のこの民事再生法のことや金融機関との交渉を本格化させているとかいうふうなことも書き込みがありますね。「このままでは法的手続きもいたし方ないのではないか」、こういうこともネット上で見られます。このことは知っているのですか。「今のままでは動けない」というふうなことを言いましたけれども、さっき言ったように、この5年間という間にやらないといけない事業ですよ。それは担当課が一番よく知っていると思うのですよ。やっと認定が取れたのですよね。大変苦勞して、前回の9月の議会で課長が涙ながらに「やっと認定が取れた」と。何回も徹夜をしたりしながら、認定をいただいたばかりなのですよね。認定は7次、取り消しは1番、こういうふうなことでは困るのですよね。せっかく間口改良事業なんかも始まっていますので、やはり具体的には動けないかもしれないけれども、案としては考えておかないといけません。でないと間に合わないと思うのですよ。いざというときに慌てても、困ると思うのですね。

私は、その近鉄跡地というのは非常に大事な場所ですので、市民の方から、「あれは本当は市が買うべきだった」とか、「市民のために生かしてもらいたい」とか、「バスセンターにして観光バスなんかまとめて、お客さんが来ていただけるようにしてもらいたい」とか、声を

聞きします。商工会議所の問題もいろいろありますし、やはりいろんな活用の仕方を市民から幅広く意見を求めながら、考えていかなければいけないところに来ていると思うのです。その点どうですかね、市長の考えをお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

議員さんの方には大変御心配をいただいておりますが、近鉄跡地につきましては、先ほど課長の方から現状について御説明をさせていただきました。私どもも本多産建側と話をする中で、建設をするという意向をいただいております。そういうことですので、今後については、現状、今の社会状況等を見守っていきたい。

それと、この計画につきましては、先ほど議員さんも言われておりましたように、平成20年度から24年度までの5カ年事業でございます。こういう中で、その計画を一つ一つ着実に進めていくというのが我々の務めでもございますし、そういう部分では今の社会状況、こういう部分もございますから、随時本多産建側と私どもも連絡調整をしまいたいというふうに考えております。

11番（猿渡久子君） 市長、いかがでしょうか。見守っていただけでは、私はちょっと、とても心配なのですね。せっかくの事業ですから、きちんと生かしていかないとったいないと思うのですね。市長のお考えは、いかがでしょうか。

副市長（松丸幸太郎君） お答えをさせていただきます。

経済環境が厳しくなっております。企業をめぐる経営環境も厳しくなっております。別府市の中心市街地活性化計画も推進していかなければなりません。ですけれども、今ほど、部長、課長が答弁しましたように、企業とも折衝しながら今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

11番（猿渡久子君） 市長、答弁をお願いいたします。

市長（浜田 博君） あえて私に答弁を求めたので、お答えします。

副市長なり担当部長が答えたとおりでございます。私も、本多産建の会長とも十分に連絡をとりながら、この中心市街地の活性化の核となっているわけですから、何とか建設していただきたいという思いで、十分に検討いたしております。5年以内に具体的な、絵にかいたもちにならないように、中心市街地活性化のために全力投球いたします。

17番（野口哲男君） 水道事業について、お尋ねをいたします。

これまでも水道事業改革については、いろんな方、議員の方々が質問してまいりましたし、その都度、改革については「真剣に取り組んでいく」、「スピードを上げていく」という回答があったわけなのですが、どうも内容を見ると、その答弁が履行されていないというふうに私は受けとめます。監査委員の——後ほど申し上げますけれども——コメントにも、もっと真剣に取り組みなさいというようなことがありますけれども、そこで、いつも問題になる職員数と水道料金ですね。これは比較して少しは改善ができたのかどうか、類似団体と比較してどのようになっているのか、そこら辺をちょっと。もう一緒に説明してください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

類似団体、これは10万から15万の給水人口でございますが、平成18年度での類似団体の平均職員数につきましては、52名となっております。また、水源を表流水を主な水源とする類似団体14団体ございますが、別府市も含めて14団体ございますが、その平均は、同じく71名となっております。水道局の現在の職員数は、93名ということになっております。

17番（野口哲男君） そういう順位で見れば中程度かなということですが、職員数あたり、私が視察とかいろいろ勉強させてもらうためにいろんな都市を訪問するのですけれども、大体同じような規模の市町村では30人から50人、多いところで50人ぐらいです。90何人もいるような水道局なんてないのですね。そしてまた、表流水を使っている別府市としても、その類団と比較してまだ非常に多いような気がするのですけれども、今後のこういう料金とか職

員数についてはどのように改善していくのか、そのことについてお答えください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

現状の業務を見る中で、水道事業の根幹をなすコアの業務と委託可能なノンコアの業務などの整理をする中で、今後とも委託可能な分野の検討を行い、適正な人員配置に努めてまいりたいというふうに考えております。（「進んでない」、「具体的に言え」と呼ぶ者あり）

17番（野口哲男君） 今、議員の中から意見が出ました。これはやじではありません、意見です。（笑声）「全く進んでないのではないか」という言葉が出ましたけれども、私はそのとおりだと思いますね。やっぱりもう少し腰をはめて取り組んでもらわんと、この問題についてはやっぱり市民、今のこのような経済情勢の中でも大変重要な問題だと思います。そこら辺をぜひ改善を、そのスピードを早めていただきたい。これは私の、今、後ろからやじが飛びましたけれども、「それは違うぞ」と言いたけれども、どうもやっぱり労使交渉に問題があるのではないと思うのですね。これは私の主観で述べますけれども、市も水道局も前近代的な団体交渉をしているのではないかと思います、全員交渉みたいな。大体労働調整法なんか見ますと、やっぱり紳士的な団体交渉をして、労使が協調してその経営に当たりなさいということになっておるわけですよ、法律的にも。だから、結局団体交渉委員を人数を限定して、まず選んで紳士的に話し合いができるようにする。もちろんその説明員というのは要ります。ただ、説明員が100人も200人も来るような説明員ではどうしようもないわけでありまして、だから双方が本当にそういう紳士的な交渉ができるように、市当局にもお願いをしたいと思います。そこから改善しないと、この別府市の労使関係というのは改善できないと思いますよ。それは、私の主観的な指摘ということでお聞かせします。

それからもう一つは、やっぱりそういうことができないのであれば、その団体交渉を公開してもらえば、議員が積極的に見に行きますから、ぜひ見せてください、その団体交渉。これが一つ要望です。

それからもう一つ。問題なのが手当ですね。かなり改善はされてきているようではありますが、大分県下の市町村でもほとんどなくなっている特殊勤務手当、これがまだ残っているような状況なのですけれども、なぜ別府市はこれが見直しができないのですか。それを、まずお答えください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成16年度から18年度にかけまして、経営健全化実施計画を実施いたしております。その中で8項目の特殊勤務手当のうち廃止した手当につきましては、（発言する者あり）そういう中で数項目の手当を廃止いたしております。企業手当につきましても、5.5%を平成18年4月1日に3.0%ということで減額し、減率いたしております。

今後、企業手当につきましても、労使の団体交渉の範囲ということで規定されていますので、今、組合と交渉を継続しているというところでございます。

17番（野口哲男君） 協約協定で、交渉事項でしょう。しかし、私の記憶では、ある議員の質問に答えて、前水道局長のときからこの問題については早急に解決をしたいということで今まで移行してきたように思うのです。この意見書の中にも、このように書いてあります。今後、安価で安全な水を提供するためには、このようないろいろな料金につながるような、高価な料金につながるようなところも見直しをして、今、純利益が5億何千万円、それからもう一つのあれで、両方合わせて11億ぐらい水道局としてはお金がもうかっているというふうに私は記憶しておるのですけれども、そういう中でやっぱり市民に対して、こういう問題があるということは、非常に市民感情としても許されないと、思いますよ。そういうところをきちっと整理をしていただいて、もっと真剣に取り組んでもらいたい。

私は、きょう、この問題について今まで26番議員とか14番議員とか、いろんな方々が水道局の問題について質問してまいりましたけれども、やっぱりそういうことが解決できない。

やっぱり議会でこういう議決するとき、決算も認められないというような状況にある中で、やっぱりもう少し前向きに取り組んでもらいたいと思います。

別府市は今、聖域なき改革を行っているというのですけれども、指定管理者では大分後退したような状況になっていますけれども、聖域なき改革が行われるかどうかということも含めて、今議会では行財政改革、議会改革特別委員会を設置するということになっております。将来的にはこの中でも取り上げられていくとは思いますが、待たなしでやっぱり改革というのは進めないといけないと思いますよ。

この点について最後にちょっと聞きます。局長、ちょっとどうですか、そこら辺は。

水道局長（松岡真一君） 今、17番議員さんが指摘されたとおりでございます。この企業手当の廃止につきましては、水道局といたしましては、最重要課題として現在取り組んでおるところでございます。それで、私どもも早い時期に結論が出せますように、今、最大限努力をしているところでございますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

17番（野口哲男君） 毎回答弁は同じようなことですが、本当に今度は年度末に向けてやってくださいよ。それを約束してください。そして、いい答えが出るように、「やりました」という答えが出るように期待をして、この項の質問を終わります。

次に、ちょっと私が環境整備という問題を取り上げていますけれども、実は私の友人に東京から移転してきた方がいるのです。いろんな話の中で、別府市の観光地としての問題点を、その方からいろいろ指摘されるのですけれども、今回特にお願いをしたかったのは、質問したいのは道路の問題なのです。職員の方も市長も、市長はいい車に乗っているからクッションがいいからわからないかもしれませんが、私の車は非常にクッションが悪いので、道路を走るとものすごい振動がするのです。そういう意味で、余りにも市道がでこぼこである。また水道工事とか家が建つと、そこに水道工事とかいろんなインフラのための工事が行われる、整備のための工事が行われるのですが、そこがちょっとしたら、1週間も2週間もしないうちにぼこんと穴があいたり。だから結局そういう整備の仕方も問題になると思うけれども、これまで聞いてみると、公共事業の削減か何か知りませんが、全くそういうふうな何十年も整備をされてないような状況であるというのが実態のようですが、その辺についてどのようにお考えですか。

道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

ただいま、議員御指摘の道路もあることは、十分承知いたしております。現在、舗装整備につきましては、通行量が多く傷みがひどい路線、また通行上危険性がある路線、さらには地元からの要望があった路線などを順次整備を進めているのが現状でございます。また、占用物件の舗装復旧につきましては、年に2回大分県それから九州電力、大分ガス等々の道路占用関係機関と道路占用連絡協議会を開いて、議員御指摘の手戻り工事、こういったことのないよう調整を図っているところでございます。

全面舗装後の占用物件の掘削は、緊急工事以外につきましては、アスファルト舗装で3年以内、それからコンクリート舗装で5年以内の道路掘削は許可しないことといった国交省の通達も出ております。しかしながら、民地における建築工事が必要とする上下水道並びにガスパ管敷設など、部分的掘削は認めざるを得ないところもございます。また管路検査も写真等で行っている状況でございますが、今後につきましては、一般機関でも現在実施しております舗装復旧の路面に施工の年月並びに占有社名を明記させるなどして、これらに起因して起きました地面沈下または亀裂、こういったことを生じた場合には占有社の責務として補償させるなど厳しい指導を行い、道路管理を図っていきたいと思っているところでございます。

17番（野口哲男君） 3年とか5年とか期限があるというけれども、ほとんどそれが、私が見る限りでは守られてないと思うのです。やっぱり新築とか何とかがあれば、許可してせざるを得ない。ガスも水道も引けないような新築はできないわけですから、そういう面ではな

し崩し的になっているので、やっぱり後の補修ですね。これを一生懸命やること。

それからもう一つは、やっぱり何年か計画で路線ごとに整備をしていくということをしていかないと、今のままでは本当に虫食い状態の道路になってしまって、やっぱりよそから来た大事な観光客の皆様が、「別府というところは道路が狭いし歩道はないし危ないし、これは何という観光地だろうか」と。路地裏散歩ならいいですよ、歩いて回るなら。しかし、やっぱり車でそういうお客さんが見えるということになれば、そういう大事な玄関口ですから、きちっと整備をしてもらいたい。特に今回は政府・与党では道路特定財源の一般財源化に伴って1兆円程度を地方に補助しようかなということが言われています。特にこういう機会をとらえて、やっぱり別府市のそういう道路を補修するということが非常に大事ではないですか。

それからもう一つは、やっぱり今、建設業界あたりは青息吐息ですよ、仕事がなく、年末のボーナスなんか出るかどうかもわかりませんよ。わからん人が多いと思いますよ。議長もそうでしょうけれども大変な……、経営者は……（笑声）（発言する者あり）いや、本当ですよ、経営者は従業員の給料を出すのが大変なのです。やっぱりそういう意味では必要な公共事業、こういうふうな必要な公共事業というのは、やっぱりこの時期、この時期はやっぱり必要と思いますよ。そういう意味で、どのように考えているのかをちょっとお聞かせください。

道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。特に地方におきましては、道路整備がおくれておりまして、現在、東九州自動車道を初め主要地方道であります県道の整備、さらには市民に直結する幹線市道や生活道路などを整備しなければならない道路が数多くございます。御質問の整備につきましては、現在、国の道路財源につきましても少し見えてきたようでございまして、今後積極的に国・県に予算要望を行い、国の新しい交付金などを利用しながら、前問にもありました、いわゆる住んでよし、訪れてよしと言われるようなバランスのとれた道路整備など、必要と判断される道路整備を着実に進めていきたいと思っております。

17番（野口哲男君） 今、答えをいただきましたけれども、本気でやってくださいよ、今回は。やっぱり答弁をそのまま私は信用しておきますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。隣の課長さんにも、お金を握っているところにもきちっとお話をさせていただいて、お願ひをしたいと思います。

それからもう一つ、下水道の問題があるのです。私は魚が好きですから、タコなんかは特に日出町の漁協まで買いに行き、自分で調理をして食べるのですけれども、ことしはそのタコが別府湾近辺で揚がらないのです。関係者に、「タコが揚がったら連絡してくれ」ということを言ったら、「いや、タコはことしはだめだ。近海はもう毎年とれる魚がほとんどとれなくなった」。なぜかといったら、漁協の親分さんもおりますけれども、（笑声）赤潮ですね、これ、赤潮。いつだったか、夏の初めのころに別府市全体に異様なにおいが漂ったのですよ。扇山近辺まで、そのにおいが届いたのです。それは何かかなと思ったら、（発言する者あり）いや、うちの家なんか来たのですよ、そのにおいがね。それで、（発言する者あり）いや、本当、実証……

議長（山本一成君） 17番議員さん、前を向いて発言してください。（笑声）

17番（野口哲男君） そういうことで、実は生活汚水、これは非常に問題なのです。環境問題を私はこれまでも取り上げてまいりましたけれども、やっぱり生活汚水、特に天ぷら油とか言いましたね、あれもまだ全然進んでないようです。全くそういう一つの事柄についても進んでない。やっぱりこれは地球環境というより、我々が直接生活するところに関係ある部分ですから、やっぱりもう少し下水道の問題、それからきょうの新聞にも出ていましたけれども、全市的に網羅ができないと、その公共下水道については、そうすると個人家庭の浄化槽、そういうものの設置が必要ではないか。県は県議会の質問にも答えて、そういうことは県が答えておりましたけれども、別府市の下水道についてはどのくらいの進捗率で、今後どのように考え

ているのか、そこをちょっとお聞かせください。

下水道課長（内田一章君） お答えいたします。

別府市の公共下水道の普及率についてであります。平成19年度末では61.7%ということになっております。この普及率は、大分県下14市の中ではトップの普及率ということになっております。

それから、今後の取り組みについてでございますが、下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、市民にとって真に必要な社会資本であるというふうを考えております。下水道事業は、多額な費用と長い年月を要しますが、今後とも下水道の普及促進に邁進していきたいというふう考えております。

17番（野口哲男君） これは最後に要望ですけれども、鉄輪地区あたりではそういう集中浄化槽、下水道ができないというようなことで垂れ流しの温泉ですね、特に温泉排水。そういうものをやっぱりきちっと今後どういうふうに対応していくのかということ、前向きにとらえて対策を講じていただきたいということを要望して、この項は終わります。

大体時間どおり進んでおりますので、次に教育問題を取り上げさせていただきます。

学力テスト、さっき11番議員が、全く私と逆のことを言いましたけれども、（笑声）実はこれは必要なのです、はっきり申し上げて。40年ぶりに復活したということは、それだけ教育、学力が問題になった。後ほど聞きますけれども、別府市の学力については、昨年はずべてブービー賞です。県下14市の中で……、町村も入っていましたかね、一番下から2番目ぐらいであったと記憶しております。今回の問題でイギリスの話とかフィンランドの話が出ましたけれども、もともとああいうところは日本とシステムが違うのです。単純に比較ができない。ああいうイギリスあたりは競争の原理がものすごく取り入れられて、校長に全権限が与えられて、その学校が評価されるのです。だから、その学校が評価されて、いい学校でないと生徒が集まらない。そういうところをきちっと見ながら質問していただかないと、やっぱりこの日本も本来であれば校長にもう少し権限を与えて、学校がいい学校にどのくらいなるのか。だから先ほど申し上げたように、学校選択制なんかもぜひ必要だと私は思っています。まずこれをちょっと反論という形で、さっき課長がはっきり言わなかったので、ここを私が言わせていただいて、次に進みます。

それで、その学力調査。二、三日前の新聞から、大分県の教育委員長は、市町村ごとに公表するように指導するというようなことが言われていますし、それから県知事も、大分県知事も非常に柔らかな表現でしたけれども、「公表すべきではないか」というふうなことが言われております。

この問題について、別府市の教育委員会としてはどのように考えているのか。例えばこれから先、各市町村ごとにやっぱり公表していくということが流れになってくると思いますよ。それが必要なのです。というのが、地域で子育てをする、地域で教育をする、家庭で教育をする。先ほど課長が言われました、後で言いますけれどもね。やっぱりその調査をしたと思うのですけれども、何で勉強ができないような家庭環境にあるのか、何で学力が向上しないような地域であるのか、どこに原因があるのか。学力テストと同時にこの調査が、やっぱりものすごく私は重要だと思います。そういう意味で別府市としてはぜひ学校ごとに公表して、そして市民全員でこの別府市の学力向上に取り組む——市長、そうでしょう、そういうことが必要だと思いますよ。ぜひ、その辺についてお答えください。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

学力テストの公表についての考えということでもありますから、まず学力テストの実施されている目的のところから少し述べさせていただきます。先ほど述べましたように、（発言する者あり）難しいのです。（笑声）学力テストの目標からちょっと説明をさせていただいてよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

学力テストの目的は、繰り返しますけれども、これは家庭教育も含めて指導改善を目標としております。それで、この調査を受けて学校の指導改善と家庭教育の改善を目標にしていることでもありますから、公表することで学校側の努力を第1の目標とすることはもちろんですが、家庭、いわゆる保護者が自分の家庭生活を見直したり、また改善の方向や目標といった見通しが持てる状況が生まれるといったことを期待するものだと思っております。そのために、まず公表をしっかりと受け入れるような土壌をつくっていく必要があると考えています。そういう意味で別府市教育委員会としましては、この学力テストの公表は、保護者や地域住民に対して説明責任を果たす上では大事な役目だと思っております。

そこで、公表をしっかりと受け入れる土壌づくりという意味で、議員さんも先ほどから御指摘されておりますけれども、学力は学校の努力と家庭の協力が必要不可欠であるということから、今、別府市の小・中学校の校長と小・中のPTA会長さんを交えて、次のようなことで共通認識して頑張ろうということをお話ししております。ちょっと、その内容を御説明します。

(「簡単にして」と呼ぶ者あり)はい。

一つは、その場で説明した中身は、国と県と比較した別府市全体の学力の様子をお話ししました。二つ目は、学力テストの数値は、学習指導と家庭環境とが相関関係になっているということ。三つ目は、本調査の結果は、小・中学校で特定の学年に行われておりますけれども、この結果につきましては、低学年からの積み重ねの結果であるということ。特に基本的な生活週間や家庭生活と密接に関係しているということをお話ししました。そして、その上に立って、これをそのままPTA会長さんが受けるだけではなくて、全保護者に行き届くようなPTAの役員会のいわゆる問題意識と、学校全体の保護者がそれについて問題意識を持って取り組むということを目指していこうということを前提に、取り組むということをお話ししております。

そういう意味で、そういう一つの研修の場を通して土壌づくりをしっかりとした上で公表というように臨んでいきたいと思っております。

17番(野口哲男君) 課長の答弁を聞いていたら、かえって公表しなければ悪いのではないかと思ったのですよ。PTAだけになぜ公表する、PTA会長だけに。やっぱり、いつも教育委員会が言う、家庭とか地域とかが一緒になって教育をするということを言い続けてきているにもかかわらず、そういうところに公表してもいいような土壌づくりができてからと。十分土壌はできていますよ、今、新聞報道でもこれだけいろいろあって。それからやっぱり何が必要かといったら、後ほどまた述べますけれども、やっぱり教育関係の閉鎖的な問題というのがあると思うのですよ。やっぱりすべてガラス張りにして、ガラス張りにした上でどこに問題があるのかということをお広く市民に投げかけるということは、非常に重要なことですよ。教育長、そう思いませんか。私は、今まで大分県の教育界がこれだけ大きな問題が起こったということの原因は、そこにあると思いますよ。だから、あえてこの後で私はプロジェクトチームの聞き取り調査を公表しようと思うのです、皆さんに、ここで。それがなかったら、こんなことを出しはしませんよ。だから、どの程度この教育委員会が本当に生まれ変わって、やっぱり信頼される教育界になるのかということについては、これは我々の責任ですよ。言い続けないと。これで黙ってしまったら、このまま大分県の教育界は改革はなされない。私はそう思って、今回こういうことを取り上げたのです。

だから、あと30分ありますからね。ぜひこれは教育長、学校ごとに、知事も大分県の教育委員会の委員長も、新聞報道で見られるように、公表すべきだというふうなことを言われていますので、今後、早急にこの結論を出していただきたいと思っております。

そこで、では今回の基礎基本の定着状況調査、これは別府市はどうだったのですか。そこら辺をちょっと聞かせてください。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

県の基礎基本の定着状況調査につきましては、昨年度のいわゆる結果を踏まえて別府市では、

いわゆる全教科の基礎・応用について目標得点というのがございますから、これを上回ることを目標にしました。その結果は、昨年度に比べまして本年度、小・中学校ともに調査の目標値を上回りました。また昨年度、すべてその目標値をクリアした優秀校というのが別府市ではございませんでしたけれども、小学校2校、中学校1校というような結果が生まれております。しかし、これはあくまでも1校というような、2校という姿がありますから、全市的にはこれについては、まだ全県の平均と比べて低いということから、厳しく受けとめております。県の基礎基本は、それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

17番（野口哲男君） これは、公表したくないという気持ちからそういう答弁になるのでしょうかけれども、やっぱり見ると全国平均よりも大分県平均は2ポイントぐらい下でしょう。その大分県平均から別府市の平均は、また数ポイントぐらい下なのですね。その中で、もう学校名を言いますけれども、中学は北中ですか、それから小学校は南立石小学校ですか、そこら辺がいい成績だった。だから、やっぱり公表しないと云うけれども、私が公表してあげますよ、それは。（笑声）だから、これは非常に大事なことで、やっぱりこの問題で何にそんなにおびえて公表できないのか、そう思うのです、私たちは。おびえる必要はないではないですか。皆さん、こういう結果でしたから、市民の皆さん理解してください。いろんな意味で協力してください。家庭の問題から何かいろいろあります、そういうことで皆さんに協力を求めるためにも、私は公表が必要と思います。

そういうことで、この学力テストと同時にいろんなアンケート調査を実施しましたね。ここでいろんな問題点が出ていると思います。その問題点等についてどのようにあったのか、それから、その後どのように改善していくのか、そのことについてお聞かせください。（発言する者あり）

学校教育課長（辻 修二郎君） 励ましの言葉を、ありがとうございます。

それでは、児童・生徒の意識調査の結果について、その問題点を説明します。

これは全国と県の調査とダブりますけれども、言えることであります。調査内容は75項目、小・中学校75項目あります。その中で基本的な生活習慣に関して、別府市の場合、就寝時間のおくれが全国に比べて小・中ともに割合が高く、小学校でテレビを3時間以上見たりゲームを3時間以上したりするという割合が、全国よりも高い結果を出しております。

二つ目、家庭学習に関しましては、学校での宿題をしている割合は、全国に比べて高いものの、予習・復習をしている割合は、小・中とも全国平均よりかなり低い結果を示しております。また小学校において、1日の家庭学習時間が、全国平均より低い結果が出ております。

次に、家の人とのかかわりに関する結果でございます。朝食や夕食を一緒にとるとか、家の人と学校の出来事についてお話をするとか家の手伝いをするとかは、小・中学校とも全国平均を上回り、おおむね家の人とのかかわりは持っております。しかし、食事をするときにテレビをつけないようにしているという質問につきましては、全国平均よりかなり下回っております。

最後に、地域とのかかわりという一つの質問ですけれども、地域の歴史や自然についての関心の割合は全国並みであります。地域の行事への参加という割合は、全国と比較して著しく低く、全国の約半分であり、これが大きな課題となっております。（発言する者あり）

議長（山本一成君） やじを気にせんでいいから、どんどんやって。

学校教育課長（辻 修二郎君） はい。そういうような一つの結果をもとにしまして今後取り組んでいくということは、先ほどPTAの会長さんを集めた、また学校の校長さんを集めて保護者と一緒に話し合う、共通認識をってもらうというようなことを前提にしまして、基本的な生活習慣につきましては、「早寝早起き、朝御飯」を規則正しく、生活習慣がきちっとできるように、これは学校への、また学習への集中力、理解力に大きく影響しますから、この点については家庭との連携をさらに深めていく必要があると思います。そういう指導をしていき

いと思います。

また、家庭学習に関しましては、その日のうちに復習したり予習したりというのは、これは難しいとしても、特に学校は保護者に対して子どもの頑張りを伝えるとともに、家庭でも常に子どもの頑張りをほめ励まし、支えていってほしいという働きかけをしていきたいと思います。

三つ目の、地域とのつながりです。これについては、地域の活動への積極的な参加を促すために、その活動が子どもにとって本当に将来どんな意味があるものか、またその活動のよさを家庭と地域の協力を得ながら、積極的に子どもたちに情報伝達をしていきたいと思います。

こうすることで、各学校間にこれが格差が生じないように全市的に共通理解を図って、学校と保護者と地域が本当に一体となって取り組むことができるよう教育委員会としてはしっかり支援していきたいと思います。

17番(野口哲男君) 問題が明らかになるほど、こういうことを公表すべきですよ、市民全員に。そして、こういう問題があるから、例えば今言ったように「早寝早起き、朝御飯」なんて、どれだけ守られていると思いますか。そういうことこそやっぱり公表して、皆さんにこういうことが問題ですよということを言わなければいかならないではないですか。そこから、まず事始めですよ。

結局、各学校に、学校間に格差が生じないようにと。現実的に、もう格差が生じているではないですか。だから、やっぱり努力する先生と学校があって、やっぱりそれをしない学校もあるわけですから、そこら辺をどういうふうこれから引き上げていくのか、取り組んでいくのかということですよ。だから家庭の問題とか、この調査の方が私は非常に大事だと思いますよ。こういうのを公表してくださいよ、ぜひ。後で、教育長と一緒に聞きます。

そうすることで、一応公表するかどうかについての質問を終わります。

次に通告しております、教育行政改革ですね。

ここに、大分県教育委員会教育行政改革プロジェクトチームの調査結果報告書というのがあります。それともう一つ、聞き取り調査及び文書調査等の結果というのがあります。これを見て、私が今までいろんなことを指摘してまいりましたけれども、やっぱりこういうことが本当だったなという率直な気持ちでいっぱいでした。これをどういうふう改革をしていくのか。大分県の教育委員会の改革については、ここでは余り触れませんが、ただ、この調査方法を見ると、聞き取り調査、全部で101名と文書調査対象者が1,067名の方々に、先生方に、これは校長、教頭でしょうから、それから教育関係者とか教育事務所の所長とか管理職を中心に調査した結果なのですね、これは。一般教職員の調査というのは、ないのです。その中でも特に私が問題になるなと思ったのが、ここに小矢さんという教育長がおります。今回は「教組関与排除」なんて新聞に大きな字で出ていましたけれども、これまで相当教組が関与してきたという証拠ですか、これは。こういうことが新聞が書くということは、かなり重要な問題です。原田さんには大変申しわけないですけども、これが事実ですから、言わせていただきます。

それで、試験の、「教員の採用及び昇任は、選考によるものとする」とあるのですけれども、校長及び教員の任命権者及び教育委員会の教育長がこれを任命するのです。そうすると私、ずっと見てきたら、教育長は今、責任をとって退職でもするのかなと思ったら、そういうことにならない。しっかり今、教育長におります。ボーナスも90何万円出たようですね、きのう見たら。それから審議監の方も裁判中ということで、まだ休職中といたしますか。やっぱりトップとしての責任のとり方というのが非常に問題になるのではないかなということは、これはもう県の教育委員会ですから、私はもうそれぐらいしか言いません。ここに、「不法・不当な行為」ということできちっといろいろ出ているのです。こういうことがなされてきた。これは、一、二年で始まったものではないのですね。だから、今回やった私の近所の方も大変かわいそうです。被害者だと思います、私は本当に。だから、こういう組織をね市長、市長も教職にお

られて、その後県議会議員として長年務められてきたわけですから、身内意識というのが非常に教育界にあって、これが原因になったということなので、ちょっと問題のところだけ読み上げさせてもらいます。聞いてくださいよ。

「今回の教員採用選考試験、上司から推薦者のリストをもらい、1次試験の採点結果一覧表の備考欄に推薦者の名前を入力し、上司に提出していた。推薦者は県議、県職員、県教委職員、それから地教委職員、組合役員等であった」。これは先生が本当に書いてあるのですよ、私がつくったのではないのですよ。私が出しても、受けとめてくれません。(笑声)それから、「上司からの指示が不正ではないかという思いはありながら、これは上司の指示、職務命令であると受けとめ、言われるままに得点の変更を行った」。だから、上司というのは非常に力がある。それから、働きかけの状況を見ると、「県教委ではずっと以前から常任委員会や本会議を円滑に進めるため事前通知を行っていたのではないか」、それから、「採用について、ある程度口利きがあったということは、県教委によるものであれば、ほとんどの者が知っていた」。それから、ここなんか、「利用できるものは口利きでも何でも利用すべきだという自慢話を聞いたことがある」。それから、「新採用者の中には、採用時から指導力不足の教員も見られ、採用のあり方に問題があるのではないかと思っていた」。それから、「県議等から受験番号や氏名を記載したメモを預かり、上司にそのまま渡した」、「合否の連絡を上司が事前に行っていたことは知っていた」、「組合の幹部から封書で名簿をもらい、合否の連絡をもらいたいという依頼があり、これに対応したことがある」、「組合幹部に対し採用試験の結果や人事異動について事前通知を行っていた」、人事異動にですよ。こういうことが県教委の中では行われていたのです。

それから、ここが一つ問題なのですね。公文書の保存期間というのがあるのです。今問題になっておりますけれども、「答案用紙や試験結果一覧表を作成すれば必要なくなるので、通常は翌年度の試験が終わった後に廃棄していたと記憶している」。これは30年か何か保存しなさいという、松丸さんは詳しいと思うのですけれども、そういう規定があるはずなのです。それについて、今言ったように市の方にもちょっとお尋ねしたいのですけれども、我々の中では事前に人事異動については組合に提示をしていたということをちょっと聞いたことがあるのですが、そういうことがあったのかどうか。それから、文書の保存期間についてはきちっと守られているのかどうか、その2点について、まず市長部局からお聞かせください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、市の人事異動については、そういった形の組合等の関与はございません。

それと、文書の保存でございますけれども、今、問題集等につきましては、試験委託業者との契約で直ちに返却しております。また、採用関係書類につきましては、5年保存という形になっております。

17番(野口哲男君) ないということですね。それから、文書もきちっと保存されている。これはそのまま信用しておきます。後ほど、教育委員会にも聞きます。

地教委が人事異動については原案をつくって、県教委はそれを追認するだけだというようなこともこの中にあるのですけれども、それはそのとおりですか。そして、事前に組合等に提示はしてありませんでしたか。それから、文書管理についてもどうであったかということについて、簡単にお答えください。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

まず、先ほど、文書管理につきましては、市の学校管理規則は、県費の教職員人事異動関係書につきましては、5年間の保存期間になっております。これにつきましては、文書担当者が責任を持って文書の整理をし、保存期間を遵守しております。

それから、先ほどの人事につきましては、教職員組合からリスト等を受けたことはございま

せん。そして、それを教職員組合に事前に見せるというようなことも、現在、絶対しておりません。

17番(野口哲男君) 現在はないということですね。はい。これについては、私たちもこれからきちっと検証してまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つ。今度は校長・教頭候補者選考試験というのがあるのですね。ここで地教委の問題が出てくるのです、これまではいろいろ県教委の問題が大部分を占めていましたから。ただ、ここで校長・教頭試験。これを見ますと、「上司に指示されて17年、18年度とも3人程度得点を加算した」、それから、「地域を無視して得点順に採用すれば、市町村ごとにかなりばらつきが出て、市町村から大きな反発があると思った」。だから、「登載候補者が同じレベルになるように並びかえるよう指示があり、これに従った」、それから、「県教委には人事評価データの蓄積がないので、校長、教頭の登用に当たっては客観的な判断材料がなく、評価に恣意的なものが入りやすいのではないかと思う」、それから、「教育事務所で推薦順位をつける立場にあったが、順位をつけるに当たって統一的な評価基準等がなく、あいまいであると感じた」、「地教委教育長や校長の推薦も記載されているが、ある程度直観的に順位をつけざるを得なかった」、「教育事務所長として県教委教育長の推薦は評価に疑問があり、あやふやだと思った」、それから、「校長と地教委教育長が、受験者をA、B、Cの3段階評価で推薦してくるが、推薦の具体的な基準は決まっておらず、中には全員をA評価にしているものがあるなど、校長、地教委教育長でばらつきがあった」、それから、「ある地教委の管内では校長・教頭登用試験の受験可能年齢に達しても、校長が若い受験者を推薦しないため、優秀な若手管理職を登用したいという県教委の方針とは逆に、自主的に受験可能年齢が引き上げられていた」、「教頭登用試験において、校長の推薦は組合に協力的かどうか判断基準になっていた」。ここら辺をよく聞いてくださいよ。それから、「管理職の登用に関しては、組合の役員経験者が早く登用されていたように思う」、「学校現場では校長、教頭への登用について、1次は本人の力、2次は校長の力」、それから、「教育事務所長として校長・教頭登用試験に携わった際、県教委のOB、現職の校長から口利きを受けたことがある」。しかし、この教育事務所長は「面接等で配慮したことはない」、はっきりしております。それから、「校長、教頭の登用試験の前に組合支部や地元校長会が推薦者の表を持ってくるので受け取ったが、これが教育事務所の推薦等に影響したことはない」という、否定している方もおります。

ただ、ここで文書調査において、ここに二重括弧で囲まれているのですけれども、「昇任にかかわり不正を働いた者は私たちだけではない。元参事宅にはこれまでに何人もの人がやってきて商品券を置いて帰っている。徹底した調査が必要だと思う」。これは何も脚色されたものではない。ここまでこういう問題が出るということは、相当根が深かったということですね。

それから県教委の登用人事、これは管理職に登用するということになるのですけれども、「県教委に勤務すれば偉くなったと勘違いしている者が多いように思う」、市教委もそうかもしれませんけれどもね。「組合からの人事に対する要望と地教委からの人事の内申がびったり一致していたり、県教委の人事情報がすぐに組合に漏れたりすることがあった」、「教員の人事は、地教委の内申に基づいて行うことになっており、県教委が任命権者としての権限を振りかざすだけでは、市町村立学校の人事はうまくいかないと思う」。それから管理職の問題なのですけれども、指導主事という職があるそうなのですが、「指導主事として県教委に勤務することが、校長、教頭に昇任するための早道になっている」、これはある程度優秀な人が行けばそうなるかもしれませんけれどもね。それから、「知識は豊富だが、人間性に問題がある指導主事が多いように感じる。これは指導主事が学校現場から長いこと離れていることにより、学校現場との意識が乖離してしまったことが原因だと思う」、「指導主事の登用試験を受けるためには組合の推薦が必要と言われ、仕方がないので1年間だけ組合に加入したことがあった」、これは何をかいわんやですな。「指導主事の登用試験を受験したころは、校長会、教頭会、教

育長会、組合の4者からの推薦が行われていた。だから地教委が行う指導主事の推薦にも組合の意向が反映していると思う」、「組合の推薦は、組合の存在意義を示すために行われているのではない。指導主事を一本釣りで登用すると、組合から抗議があった」、それから、ここにありますのは、「校長先生が校長という管理職の立場にありながら、その人の話はすべて組合員のような話であった」、意見があったというようなことを言われております。

問題は、この色濃い——もう時間がなくなりましたから、もうやめませうけれども、「色濃い仲間意識と身内意識というのが問題である」と、ここに触れております。結局、教員の世界というのがいかに閉鎖的で外部に開かれた社会ではなかったか。それから、仕事をするにも個人的に仕事が任されて、チームの中で仕事をするということはなかった。だから情報を一元管理、自分で抱え込んでしまって仕事をしてきた。ここに今回の大きな汚職の原因があったというようなことがあります。この色濃い仲間意識、6ページにありますから、教育長ここを特に読んでみてください。「今回の事件は、教員には地元大学出身者が多く、そのつながりが強いことが背景にあるのではない。組合の方ばかりを向いて仕事をしている職員の体質に問題がある」。

「組合交渉で、『そんなことをしたら、現場に帰ってきたら許さんぞ』というようなやじを聞いたことがある」。私は気が弱いから、こんなことを言われたらもう恐ろしくなって、大変なことになると思いますけれども、「組合にとっては校長、教頭の登用試験や指導主事の選考試験に推薦したという形が大切であり、それによって組合の内部組織を引き締める効果があるのではない。組合は、とにかく何でも反対する、学力テスト等」と書いてあります。「組合員全員を守るのが組合の意識なので、意欲のある者にはジレンマが生じている」、「小規模な市町村では、組合の支部執行委員長出身者が教育長になっている」。ここにありますけれども、「校長でありながら組合員のような意識の人もいて、校長協議会などで組合員のような質問をする人がいる」。

余り読むと頭が痛くなってきたので、これでやめませうけれども、こういう調査の結果が出ております。これは持っていますので、いつでも皆さん方にお配りをして結構ですから、見ていただいて……。

それで教育長、今私が申し述べたような問題が、これから先の教育委員会にとって大変重要な改革課題になってくると思うのです。今言いましたように、まず聞き取り調査の結果を踏まえて、別府市の教育委員会では組合の問題とか口利きの問題とか、いろいろあると思いますけれども、本当に現場にこれはメスを入れないと改革できないと思います。私は、やっぱり一般の教職員の方々に、こういう聞き取り調査を一回すべきだと思います。これは匿名でしか出さないでしょうから、匿名で調査をして、そして別府の教育委員会の管内ではどのような問題になっているのかということを知りつつ把握して、この聞き取り調査と同時にそういうことを整理して改革に取り組んでいかなければならないと思いますがそこら辺はいかがですか。

教育長（郷司義明君） ありがとうございます。たくさん時間をいただきましたかったですけれども、3分になってしまいましたので、本当は長くお話ししたかったですけれども……。ありがとうございました。

まず、学力テストの公表ですね。これは私どもも、やめる方向では考えてございません。それは御理解していただきたいというふうに思います。ぜひ、この公表がきちっと生きていくような形でやりたいということの一心で今取り組んでいるところですので、その辺は理解願えればというふうに思います。

それから、聞き取り調査に関することについて、るる今お話がございました。この点については、これは教育行政を推進する立場、特に私が教育長という立場でこれはぜひ改革しなければならない点は改革していく覚悟でございます。そうしなければ、信頼回復はあり得ないというふうに思っております。議員がおっしゃいました採用の問題、人事の問題等々取り組むべき

ことはたくさんございます。これからはぜひ公開すべきところは公開し、また議員さん方の力を借りながら、子どもたちがよりよい環境の中で教育できるようにしっかりと頑張っていく覚悟でございますので、ぜひ御支援のほどをよろしくお願いいたします。

17番（野口哲男君） 教育長の答弁がありました。市長も元教職員の重要な地位におられた方ですから、この点については市長部局の方と力を合わせて改革をしていただきたいということをお願いします。

ただ、ここで、合同新聞にきょうも出ていましたけれども、「07年国際教育調査、小4、中2とも前回以上の得点があった」と。国際教育調査で10何位とか落ちていましたけれども、これが2003年ぐらいまでの水準に戻った。算数が4位、1位が香港、2位がシンガポール、3位が台湾、日本、カザフスタン、理科が、シンガポール、台湾、香港、日本、ロシア、それから中学、台湾、韓国、シンガポール、香港、日本、それから数学、シンガポール、台湾、韓国、イングランド、日本ということで、やっぱりこういう学力調査とか、そういうものが非常に大きな改革の要素になると思いますよ。そういう意味で、この学力調査をぜひ有効に生かしていただいて、学力向上と同時に日本の教育の再生を図っていただきたいということをお願いしまして、終わります。

議長（山本一成君） 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。

28番（浜野 弘君） 議長、質問の前にちょっとお願いがございます。

指定管理者制度について先にやらせていただきたい、順序を変えたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、指定管理者制度につきまして御質問を申し上げたいというふうに思います。

まず、基本的な考え方からお聞きしたいと思います。この指定管理者制度、これはどういう目的であるのか、どういう理解をしておるのか、執行部の見解をお願いいたしたいと思います。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今回の指定管理者制度の、基本的な考え方ということでございます。これにつきましては、これまで地方公共団体や外郭団体等に限定していました公の施設の管理運営を、法の改正に伴いまして、株式会社を初めといたしました営利企業それから社団法人、それから財団法人、NPO法人、市民グループ等の法人、その他の団体に包括的に管理を代行させることができる制度でございます。これによりまして、この目的といたしましては、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用することによりまして、住民サービスの向上と安全・安心な利用、そして管理運営経費の縮減等を図る中で、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを目的としているというふうに考えているところでございます。

別府市におきましても、平成16年度より制度導入に向けた検討を行いまして、平成18年度より温泉施設等の公の施設について指定管理者制度を導入し、管理運営を行っているところでございます。

28番（浜野 弘君） 部長、私は、あなたがわからないのかと思ったけれども、やっぱりわかるのはわかっているのですね。（笑声）この制度が何のためにつくられたか。途中で、制度の一部改正もありました。これはあくまで民間の活力を活用しつつ住民のサービスの向上と経費の縮減を図るとということが目的であるということが、ちゃんと明記をされております。そういう意味での制度なのです。

では、もう一つお伺いします。市から見て今の振興センターの位置づけ、市との関係はどういう関係にあるのか。その振興センターの組織・内容がどうなっておるのか、お答えください。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただ、組織の内容については、ちょっと手持ち資料がございませんので、また後ほど回答させていただきます。

振興センターにつきましては、別府市が出資金でございますけれども、400万円を出資して、いわゆる第三セクターであるということと、民法上の財団法人という位置づけでございます。

28番（浜野 弘君） あなたね、その内容もわからんところに任意指定するのですか。そんなばかなことを言っではいけませんよ、あなたの立場で。どういう組織が聞かないと、これからの問題点が進まないではないですか。どうなのですか、ちゃんとお答えください、わかっておるはずですから。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

振興センターにつきましては、昭和51年に設立いたしました行政補完型の公益法人として、市が100%、400万を出資して設立したものでございます。現在の人員は21名で、体育施設、温泉独自事業の給湯施設、それから志高野営場等を管理運営している団体でございます。

28番（浜野 弘君） あなたたち、何を聞いているのかわからんで言っておるのか、とぼけて言っておるのですか。では、そこの責任者はだれなのですか。

いいですか、この問題は大変重要なのです。なぜかといいますと、今度のこの問題については、理事長さんが副市長さん、監査は監査事務局の局長さんです。理事は議員です。いいですか。そういうために、今度の審議については、議員は、その理事になっている議員は審議もできないのですよ。そういう100%、「第2市」といってもいいような市と同じような団体ではないのですか。普通でいう財団法人なんというのは全く違うではないですか。そう思いませんか。もしそうでないというのなら、その理由を教えてください。

政策推進課長（梅木 武君） お答えをします。

先ほど申しましたように財団法人、当初は直営で管理運営しておりましたけれども、昭和51年に財団法人として別府市総合振興センターを設立することによって、当初の体育施設等を管理運営をさせるために出資したものでありまして、法人としてはあくまで財団法人として別のものと考えております。

28番（浜野 弘君） 今言うように、何でこの改定をしたか。制度、一部改正をしているのですよ。それはあくまで民間の活力を導入することなのだ、国がそういうためにこの制度というのをつくってあるのです。私に言わせたら、まず基本がおかしいというふうに考えざるを得ませんし、では、それなら聞きましょう。

まず、この任意指定の状態。任意指定につきまして、どういう機関でどういう協議をしてこの任意指定しかないというように決めたのか。その決めた皆さん方、どなたが決めたのか、それを教えてください。

政策推進課長（梅木 武君） どういう方法で決めたのかというお尋ねでございますけれども、6月議会終了後に指定管理の政策調整会議を開きまして、担当課等の意見を聞く中で方向性を出しました。そして7月上旬の行政経営会議で今後の方針を決定したところでございます。

28番（浜野 弘君） 私の質問に、一つも答えて答えてないではないですか。どういうメンバーでしたのですか、それなら。どういうメンバーが決めたのですか。一つの例を言いましょう。大分県でも、ここは県から来た副市長さんもおられるけれども、やっぱり皆さんから妙な疑惑を持たれないためにも、こういう場合はどうしても任意指定以外ないという場合でも、一般識者の皆さん方に審議をしてもらって、これはだれが考えてもやっぱり一般公募するのは無理だなということがあって、初めて公平な審議ができるということなのです。少なくとも、この制度は基本は全部公募なのです。それを任意指定する以上は、そういうやっていることをちゃんとして、市民の皆さんから疑いを持たれないような、そういう審議をした上でここは任意指定にしたのだということが皆さんにわからないと……。どういう結果になるのですか、こ

れ。そうでなくても、100%子会社である振興センターに、市と同じだという見解を国でも持っている、今のこの振興センターは。その100%市と同じものを、市が勝手に「この人がいいのです」と決めるのですか。そんなことがあり得るのですか。お答えください。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、振興センターがこの指定管理者制度に公募等ができるのかできないのかという一つの考え方でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、従来型の管理委託制度からこの指定管理者制度に移る中で、2分の1以上出資した法人もこの指定管理者制度の中での公募、あるいはそういったことで参入できるということが、法の趣旨ではございます。

28番（浜野 弘君） あなたたちは、自分の都合のいいところだけ言っているのです。国はそんなこと言っていないよ。本当に今言うような2分の1以上、それはない。4分の1以上の出資であっても、それは俗に言う第三セクター、そんなものであっても、ちゃんとしたことで、今、国の指導は、それであってもそれは控えるべきですよということを、ちゃんと総務省の方から言われておるでしょうが。そんなこと言っていないですよ、国は。それをあなたたちは2分の1以上と。それなら100%のもので2分の1以上でいいではないか。100%ということと3分の1とか4分の1とかいう法人、財団法人とは違うのでしょうか。100%ということは、そのまま市ではないですか、しかも理事長さんが副市長で。あとはあなた、全部役所の人でしょう。しかも、そこにそのまま任意指定して、本当に委託料でも何でも正しいのかどうか、どこで審議をするのですか。だからこそ、住民監査請求まで来ておるのでしょうか。もう少しやっぱり考えないと。

私は、市長がかわいそうだと思う、はっきり言って。これに担当しておる者がもっとちゃんと法の解釈をはっきりさせて、わからなければ上部団体にでも聞いて、これでいいのだろうかというのをしないと、全部市長の批判につながってくるのではないですか。あなたたちは、何のために給料をもらっておるのですか。ちゃんとしてください。いいですか。

それから、今度は公募の方にちょっと移ります。

公募自体はなおさらのこと、民間の活力を生かす、そうでしょう。だから皆さん方の中で、それは民間の人も入っていただくために公募したということなのでしょう。違うのですか。それを、この中にまで、また、そんなできないことはないのだというほんのね……、法律というのは、みんなそんなにできておるのです、ある部分では、全くだめとかいうふうに書かないのですね。それを利用して、これに入るのもひとつもおかしくないのだというようなことを言っているのでしょうか。おかしいではないですか、そんなもの。それは民間でもできる仕事だから公募したのでしょうか。違うのですか。答弁してください。

政策推進課長（梅木 武君） 先ほど部長が申しましたように、この指定管理者は、従来直営……（「マイク……」と呼ぶ者あり）指定管理者が始まる前は、いわゆる直営もしくは外郭団体しかできませんでした。それが、15年の自治法の改正により、広く民間にも参入の機会を開くということでございます。そして、それなら民間とはどういう定義なのかと申しますと、先ほど申しました株式会社があり、公益法人としての社団法人、財団法人、NPO法人等が含まれていると解釈しております。

28番（浜野 弘君） いいですか、そこまであなたたちが言い張るのなら、この制度を使う必要はないのです、そうでしょう。行政側は、これは振興センターでないといけないのだというのなら、最初からこんな制度を使うことないではないですか。最初から振興センターに委託すればいいのです。ではないのですか。格好だけつけて結果は締め出す、民間を。そういうような形で、何のこの制度に意義があるのですか。はっきり答えてください。

政策推進課長（梅木 武君） はっきり答えるということでございますが、先ほど申しましたように、一定の条件、仕様書等をお示しして、どなたでも応募していただきという中で振興センターが応募して、結果として選ばれたというものと認識しております。

28番(浜野 弘君) そうですか。それなら具体的に聞きましょう。私が会派代表者会議のときに、「これでは審議ができない」と。例えば公募の場合ですよ。なぜかという、「振興センターが、こういう条件でした」ということだけしか提示をされてないのです。ほかのところはどんな条件であったのか、何をあそこですることによって市民に喜んでいただけるかというようなことを、いろいろなところが書いてあったと思いますよ。そんなものを出さないのでしょう。ただ点数だけ書いて、ここが190点で、ここが150点でしたから、ここにしましたと。何を基準に、そんなことを言うのですか。なぜ議会にそれを示さんののですか。そうでしょう、違うのですか。審議できないではないですか、第一。どうおかしかったのか。先日の泉議員の質問でも、ちゃんとした答えをしきらんでないですか、なぜここが190点で、ここが150点なのか。ただ、たまたま、知るよしもありません、そういうことだから。しかし、少なくとも私は老人クラブの資料はいただきました、ほかのを出してくれんので。私は、中身は立派なものだと思いますよ。どこがおかしいのか。そうでしょう、おかしいと本当に思うのです。私が軽々、自分が老人クラブに入っておるから言うのではないのです。こんなことで本当にいいのか。仮に条件を提示するとしても、いいですか、市役所と同じような立場の者、行政になれた者が、その提示の仕方というのは、それは上手なのは当たり前です。当たり前ではないですか、それ。それで悪くったら、その審議をする人が、2名が役人さん、3名が……。その役人さんの2名にしたって、自分の上司がしておる財団にそんな妙な点つけられますか。人間として、あなた、「いや、そんなことない」と言うかもしれんけれども、そう疑ってもしようがないではないですか。おかしいじゃないですか、そんなの。私は絶対おかしいというふうに思うのです。

やっぱりせっかくこういう制度を使う以上は、市民に本当に理解が得られるようにしないと、先般の何か新聞にも出ていましたけれども、こんなことでは民間が何ぼ参入しようとしても、もう全然だめだと。それはそうでしょうが、ある意味では振興センターというのは、市の考え方を把握できる位置におるのでしょうか。民間の人はわかりませんよ。あ、今、横からありました、「もう資料を全部出せ」と。今そういうような話がありました。そうではないとわかりません、私たちも。何でここがなったか。

私は本当に疑義を感じるのですがね。例えばさっき言いましたように、この中の理由。では、それならひとつ具体的にこれも言いましょう。コミュニティーセンターの問題でもここにこう書いておる。「文化施設に温泉スポーツ施設を併設した公共複合地域交流施設の性格を踏まえ、施設の収入増加に向け特に温泉の利用及び自主事業の具体性を評価。また管理運営経費の委託料削減に努力をした」と。何言っているのですか。それは今まで自分たちがしておったのだから、今までよりちょっと下げておけばいいかということは、だれでもわかりますよ。ほかの人はわからないではないですか。それからスポーツ施設。こんなものは、あそこのスポーツ施設というのは相撲場があるだけでしょう。これはあなたたちが、向こうの実相寺の相撲場が廃止になるということをおわかっておるのでしょうか。それで、これが何か相撲場のために努力したということになるのですか。ないから、しようがないからこっちにきただけではないですか。しかもその最後の、一番私が奇異に思うのは、この施設については、一番問題なのは多目的ホールなのです。これが今まで考えても大変稼働率が悪い。これはなぜなのですか。私も何回か使わせてもらいましたけれども、ここのサービスが全く悪いから、あそこはだめなのです。いいですか、例えば6時から始まるというのに行ったら、皆さん5時には集まります。行ったら、もう冬なんか寒くておられんのですよ。そんな役所的な感覚で運営して、どうしていいことがありますか。それはないと私は思う、本当に断言できると思います。そんなものではない。やっぱり民間のノウハウ、民間の考え方をもっと入れないと。後から私は競輪場の問題を初めいろいろなことを言いますけれども、もう少し……。今は全体的に大変な時期に来ている、地方行政が来ている、その中で、どんどんやっぱり民間の考え方を入れていかないと。せっか

く皆さん方が、市のために何ほかでも役に立とうという気持ちを阻害してしまうような考え方というのは、やっぱりするべきではない、私はそう思います。

この結論を言います。あらゆる団体から私は支持をいただきましたけれども、この別府市の考え方は、振興センターの存続にあるということ以外には考えられないというふうに位置づけております。本当かどうかわかりません。しかし、確かに振興センターが今まで担ってきた役割も私は理解をせんわけではありません。しかし、これはもう市長も御存じのとおり全国的にこういう第三セクターは廃止の方向に向かっていくということなのでしょう。それを何もかも今から5年間という間する、振興センターに任せるということは、振興センターの存続だけを考えておるのだというふうに位置づけているのです、これ。皆さんは、普通の人、ところが別府市は違うのかと私は言わざるを得ないというふうに考えておりますが、余りくどくど言っても仕方ありませんから、いいですか、副市長さん、あなたはこの振興センターのことについてどう考えておるのか。あなたの考え方を聞かせてください。

副市長（友永哲男君） お答えいたします。

私は、振興センターの理事長でございますけれども、この場合は副市長という立場で御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

確かに、るる議員さんがおっしゃいました。そういう中で、現在、庁内の中に財団法人別府市総合振興センターの経営改善委員会というのが設けられております。そういう中で、今後は振興センターの自立経営ができる見直しの強化、また振興センターの今後のあり方につきまして、抜本的に検討してまいりたいというふうに思っておりますし、また理事会がございます。振興センターの理事会がございますので、その中で十分議論をさせていただきようをお願いしたいというふうに思っております。（発言する者あり）

28番（浜野 弘君） 本当に、私どもからしますと、最終的にはこの問題、全国にも珍しいという法の解釈、制度の解釈をしておるという指摘もいただいております。この中で、先ほども申しましたとおり、議会がこれを認定するかどうかという作業にかからなければいけません、でしょう。その中で議員の何名かは、この審議にも加われないというぐらいな財団法人なのです。だから、やっぱりそれは何ぼなんでも私はこれを、普通の財団法人もこれに参加できるのだというような解釈ではおかしいのではないかと。私の考え方の方がおかしいというのなら言ってください。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

確かに、議員さんの御指摘も十分理解させていただいております。ただ、この指定管理者制度が導入されるという位置づけになりますと、当然この財団法人別府市総合振興センターにも大きな影響が出てくるということの中で、まず振興センターの経営改善と申しますか、経営体質の改善を図っていかねばならないということが、一つの大きな課題でございました。その中で平成17年度には振興センターの方におきまして経営改善プランというのを、これは3カ年間で計画案を立てているところでございます。今、その計画案に向かって実施・実行している段階でございますけれども、3年間のこれはいわゆる金額でございますけれども、改善目標額を約1億2,800万円というふうに設定をさせていただいております。そして18年度から2年間、19年度の改善額が9,800万ほどということで、今、その進捗率は約71%という状況で、振興センター側も経営努力にかなり努力をしているというのが、私どもの報告で受けているところでございます。

28番（浜野 弘君） 今いみじくも、あなたが言ったとおりです。そうでしょう、振興センターの問題が解決せんからこうせざるを得んというのは、あなたが今、あなたの言うのがそれと同じですよ。いいですか。それは、この制度とは違うではないですかと、だから最初に私は言ったではないですか。それなら最初からこの制度でなくて、市が直接今からの振興センターのあれを含めて任意委託すればいいではないですか。何でこれを使うのですか。なぜなので

すか。おかしいではないですか、そうでしょう。それだから結果としては、振興センター存続のためにしておるのかと言われるのですよ、みんなから。私が言っておるのではないのですよ、これ。どこに聞いても。それであなたたちはおかしいと思っておらんのか知らんけれども、さっき最初に言ったように任意指定にでも、こんなところは一件もないのですよ、別府市みたいなやり方で決めておるところは。しかも済んだものは、先ほどのように資料の提供どころではない。ホームページにまで出して全部市民の理解を得ようとしておる、その結果。でしょう。あなたたちは、余りこの制度を簡単に思い過ぎておるのではないですか。ただそれは一部は議会の責任もある、最初のときも、それなら認めてくれていたではないかと。だからあくまで、これにもちゃんと書いてある、そういうことがあったけれども、何年かたって、やっぱりこれはこういう方向でいく方がいいということでその中を改善して、改正をして、今度また改めて皆さんにそれを問うておるわけですから、その最初の機会ですから、もう少しやっぱり掘り下げて考えて、この制度をやっぱり本当に運用が正しいのかどうかということ、もう少しやっぱり考えるべきではないでしょうか。どうでしょうか。

松丸さん、あなた、県にもおったのだけれども、県の資料も私は全部持っています。何なら私のをいつでも見てもらったらいいから、こんなものはありません、別府みたいなのは。どこにもない。あなたは県におったのだから、県の資料もありますから、県の見解も含めて私は全部知っていますから、あなたはその関係の職員であったこともあるので、私が言うことがおかしいかどうか、ちょっと教えてください。

副市長（松丸幸太郎君） お答えをさせていただきます。

議員の御指摘も受けとめまして、県とも十分連絡をとりまして検討させていただきたいと思えます。（発言する者あり）

議長（山本一成君） やりますか、28番、いきますか。

28番（浜野 弘君） 本当にそんなことでは、私は悪いけれども、私らもみんなから批判されていますけれども、こんなことで高給を取る人がこの程度のことかと、本当に疑いたくなります、はっきり言って。市民は今そんなあれはないのですよ、今の時代は。毎日のテレビを見てくださいよ、今どんな状態にあるか。市だけが自分のところの100%の子会社をただ優先して、よく国で批判されておる天下りの人が行って、そこにそのままの条件でして、余分の金をやって、その中でぬくぬくと高い給料もらえるというような制度、あなた方が認めているというより、一緒になってしているというふうにとられてもしょうがないではないですか。違うのですか。

私は、皆さん御存じのとおり本当に1年半に1遍ぐらいしか質問しません。しかし、今度のことについては、私は本当に義憤を感じているのです、こんなことでいいのか。（発言する者あり）ぜひですね。私は、しかし、振興センターのこともやめさせるわけにいきませんから、それは考えなければいかんと十分に思います、理解しています。だから、それならこの制度ではなくて、くどいようですが、市がそのまま直営で委託をするという方向に変えたらどうですか。それで公募をするべきだと思うような、そういう種類のものについては、振興センターなんかを入れずに公募をすべきではないかなと思うのです。どうですか。ぜひ、そういう意味では本当に市民のためにも、それから制度そのもののためにも考えを、もう一遍よく協議を本当はしていただきたいなという気持ちでいっぱいです。

それでは、この問題についてはこれで終わります。（発言する者あり）

議長（山本一成君） 28番、今、質問ですか。

28番（浜野 弘君） いや、だからわかってくれたのならいいのですけれどもね。わからんのなら「わからん」と言ってください。（笑声）

議長（山本一成君） ああ、そういうことですか。（笑声）

副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

いろいろ御意見をいただきました。その中で今後の任意指定のあり方についても、今は行政内部でやっているということの御指摘でございます。今後は、今、指定管理、任意指定以外の分は検討委員会、選定委員会をやっております。そういう中にもお話を決めて方法論もあるかというふうに思っておりますので、そういう形でまた検討させていただきたいというふうに思っております。

28番(浜野 弘君) 何かどうもはっきりしないのですね。いいですか、これについては、いいですか、5年あるのでしょうか、5年。ここではっきりした見解をしていかないと、5年、恐らく5年先は私は死んでいるのではないかと思いますのですが、(笑声)(「大丈夫だ」と呼ぶ者あり)私も、もう76になりましたので、5年間という生きていかなと思うのですがね。いいですか、しかし、あなたたちもすぐ高齢者になるのです、はっきり言って。こんなことで何か、そんなことだけ先延ばしにして、それなら5年先になったらまた、言っておたけれども、まだ考えていませんでしたというような話になるのではないですか。この問題については、議会にかけの問題の中で、さっきもる申し上げましたけれども、もう一度よく考えて、内部の例えば一部でも二部でも変更するところも当然あるのだというように、私のこんな下手な質問にどう思ったか知りません。しかし、当然そういうもので本当だと。今聞いてみるとなるほど、ちょっと自分たちも行き当たらんところがあったので、この辺については変えましょうとかいうような気持ちがないのですか。あるのかないのか、教えてください。(発言する者あり)

副市長(友永哲男君) お答えいたします。

すでに選定委員会で選定されて、現在こういうふうに上程をされている状況でございます。そういうことで御理解をしていただきたいというふうに思います。

今後につきましても、先ほど申し上げましたように、この任意指定においても選定委員会という中でまたお話をして選んでいただくという形もとられようかというふうに思っておりますので、今はもう選定委員会の方で選定されて、議会に上程されたということで、今後についての御答弁だけにさせていただきます。よろしく。

28番(浜野 弘君) 何遍言ってもわからんようですから、では、あれですね。いいですか、皆さんがいろいろ民間からの抗議が出ているのは、その選考の仕方からおかしいと言っておるわけでしょう。先ほどからお話も、私も遠慮しながらこう言っているのですがね。わかりませんか。それを、そんなばかなことを言うのなら、もう何の論議も要りません、はっきり言ったら。おかしいではないですか、だれが考えてもおかしいのです。せめて公募をしたところぐらいはそうではないと。本来でしたら、あなたは理事長さんだけれども、こんなところには振興センターまでが遠慮すべきだというぐらいの考え方がないのですか、あなた。何か自分たちが言った。私に言わせたら、今言うようにおかしいことは何ほどもあるのですよ。おかしいからこそ、何遍も言うようにあるけれども、住民監査請求まで出ているのでしようが。おかしくなかったら出ません。そして、みんなから不満が出ているんです、おかしいではないかと。そうでしょう。そんな高給取りがいっぱいあって、ノウハウのある人がたくさんあって、条件提示をするときにどれが得か損かぐらい、あなた、役所の人ばかりだからわかるではないですか。一般の人にそれよりいいような提案の仕方をせよたって、どうしてできますか。しかし、それを今からこの制度に基づいて育てていくというのが、あなたたちの役目ではないですか。それを何を言っておるのかと、私に言わせたら。私も大概、振興センターのことには理解をしておるつもりですが、そんなだったら、本当、振興センターなんかやめてしまえと言わざるを得んようになりますよ。(発言する者あり)いや、本当に。

そのために、議員もみんなしびれを切らして、今度は行革委員会までつくるのでしよう。ではないのですか。(発言する者あり)みんなしびれを切らしておる。ただし、先ほども言ったように、その担当担当がもう少しちゃんとした見解を持って、本当にそれが市民のためになる

のかどうかというのを審議しないと、一般の審議員も確かに3人おるかもしれん。しかし、その人たちにはわからない部分がいっぱいあるんですよ。私がいろいろ言うのは、私でもそうなのです、はっきり言ったら。考えてごらん、それならあなたが上司でおって、課長やら課長補佐が、あなた方が出しておる、あなた方自身が出しておる提案について、「ああ、これはおかしい」と仮にしたって、本来なら50点だなと思っても、やっぱり「100点」と書かなければ悪いでしょうが、そんなものは、ではないのですか。そんなこと自体が、私は最初から間違っておると言うのですよ。それを、そんな答弁、どうなりますか。おかしいでしょうが。私も人間ですから、私も上司がおったら、それはやっぱりちょっとこれ、50点というわけにはいかなとなりましてよ、本当に。それが、何か点数が多かったからと。「何を言うのか」と言わざるを得るではないですか。

そして、今言う、それなら先で考えます。おかしいものはおかしいということであれば、改めるのに何も恥ずかしいことはないではないですか。ないのですか。（発言する者あり）
余り、あれですけれども、ぜひ、助役も先ほど言ったようにわざわざ県から来ていただいて、（発言する者あり）でしょう。そして、当然こういう問題は、あなたたちは普通のときは県にお伺いを立てたり国にお伺いを立てたりするのでしょうか。別府はもう我が道を行くで、県も国も関係ないということであれば、それはいいですよ。それはそれでまたそのいき方。しかし、そうではないのでしょうか。都合のいいときだけは自分たちの勝手だ、法の解釈はこうもできる。違うではないですか。全体的に皆さんが各市に担当しておる全国の議長会でも、こんなおかしいのは考えられんと、こんな指名の仕方。そうでしょう。笑われますよ、みんなから。それでなくても、さっきの話ではありませんけれども、教育委員会も全国で有名になりました。今度はまた指定管理者制度の中で、こんな都市もあるらしいと、これも有名になるのではないですか。もう一遍、私はおかしいものはおかしいとして改めるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

いろんな御意見をありがとうございました。非があるところは、私どもも改めて訂正をさせていただきます。ただこの指定管理者制度、そして財団法人別府市総合振興センターの考え方、これを区別して考えなくてはいけないかなというふうに考えてございます。この指定管理者制度につきましては、あくまでも管理委託制度から指定管理者制度に移行することによって、これにいわゆる参入できるのが法人、その他の団体、これは個人はだめなのですけれども、その他の団体ということは、当然財団法人もこれに参入ができるといったのが法の趣旨でございます。これのいわゆる指定の手続きと申しますが、これを指定する手続きといたしましては、法のもとに別府市もこの条例をつくってございます。これは条例の第3条をごらんいただければおわかりかと思っておりますけれども、この3条に記載をしてございます。これによりまして、最終的に指定管理候補者を選定するといったような流れでございます。

財団法人別府市総合振興センターの存続につきましては、先ほども申し上げましたように、この指定管理者制度が導入されることによって振興センターそのものの存続に影響されるというのは、私どもは十分認識してございます。そのために振興センターの経営体質の改善を図るといったことの中で、経営改善プランの3カ年計画を打ち立てたところでございます。現在、この改善計画の策定に向かって進めている状況で、先ほども言いましたように、この目標に対しまして約71%の進捗率があるといったことと申しますので、今後、ただ先ほど副市長も答弁されましたように、指定管理者制度の内容、そしてこの選定につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、その辺御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

28番（浜野 弘君） あなたは、やっぱりいつまでたってもわかっておらんね。全くわかってないのですよ、私が言っておる趣旨と別の問題ですよ、今言うように。こんなばかなことを言っておったら、だめです。だから全国的な流れの中でもこのような結果になっておるとこ

るはないというのはなぜかという、国の指導も含めて確かにそうせざるを得ない部分もある、今言うように。まだなかなか廃止まで行き当たらん。しかし、それも全国的には23%、正式に言うと23%ぐらいがそうである。だけれども、その23%さえもっと低くしなさいよということを行っているのですよ。別府のは違うではないですか。丸きりさかさまではないですか。70%も80%も、はっきり言ったら任意指定ですよ。（発言する者あり）でしょう。そうですよ、もう極端に言うと。（「任意指定はやめなさい」と呼ぶ者あり）やめなさいよ、本当に。

議長（山本一成君） 質問者は1人にしてください。（笑声）

28番（浜野 弘君） おかしいではないですか。私は本当におかしいと。（発言する者あり）今まで、こんなことを私は本当は言いたくないのですよ。しかし、この後で私はごみ処理問題の中でも言おうと思っておるのですよ。（発言する者あり）時間がありませんのでね。なぜかという、いいですか、その位置づけが、振興センターの位置づけがおかしいというのは、これは市民が聞いたら腹立てると思いますけれども、ごみ袋も定着してきました。それについて、また後で質問したいのですが、その流通の中で、その中の大きな金額が、何の関係もないような振興センターに流れておる。これは何ですか。おかしいでしょう。だから、私はそれを言っておるので、あなたたちの常識ある判断をお待ちをしたいというふうに考えます。

それでは、これを終わります。

いいですか、それでは次に移ります。今たまたま話が出ましたので、ちょっとまたこれも順番が変わったのですが……

議長（山本一成君） すみません、28番さん、立って発言をしてください。

28番（浜野 弘君） すみません。（笑声）順番がちょっと、興奮のあまり変わりましたけれども、ごみ処理の問題についてちょっとそれなら話に触れさせていただきたい。いいですか。（発言する者あり）いいですか。私が質問しておりますので、関係以外の方は黙っておってください。いいですか。

それでは、今もちょっと触れましたとおりごみ処理、ごみ袋の問題。市民の理解によって定着してきました。まず、この問題につきましても、随分前からそういういろいろな話が出まして、私どもも各地をいろいろと視察をさせていただいたという中でちょっとお聞きしたいのは、ごみ袋の値段ですね。いいですか、このごみ袋の値段、最初に始まったときが幾らで、現在は幾らになっておるのか、まずそれをちょっと聞かせてください。

環境課参事（中山 啓君） お答えします。

指定ごみ袋制度につきましては、平成9年度より可燃物及び不燃物を対象に、平成16年度よりは資源物缶・瓶・ペットボトルも対象として実施しております。販売価格につきましては、現在も開設当初と変わっておりませんが、仕入れ価格につきましては、可燃物大で説明しますと、毎年指名競争入札より価格が決定されますが、1個10袋入りで可燃物大が当初98.8円が、現在129.7円となっております。また販売価格につきましても、同じく1個10袋入りで可燃物用、不燃物大が210円、可燃物用、不燃物小が105円、資源物用大が189円、資源物小が94円で販売いたしております。

28番（浜野 弘君） 私どもが各地で勉強させていただいたので、市長、聞いてください。あのとき、確かに最初は定着するまでは、印刷物と一緒に量も少ないし、いろいろのことがあるということで、例えばはっきりした数字は覚えませんが、最初は200円というのが、だんだん100円になり、150円になる。それは当然大量生産でいきますから、市との契約の中で。だからメーカーと直接話をしてびしゃっとすればそのくらいの差があるのです、はっきり言いますと。今お聞きすると、下がるどころか上がったというみたいな話で。でしょう。だから私は、その今のやつは例外、ガソリン、石油の問題もあったかもしれませんが、本質的にはそういう形でおるところがほとんどなのです。それでも市民の方は理解をいただいて、それなら袋を半額にせよとか言っていないのですよ。これをごみ処理のために使って

ださいという温かい気持ちの中で、今のごみ袋制度というのはうまく回転をしておるといふふうに私は思うのです。

そこで、なぜこんなになるのかということは、このごみ袋の流通にあると思うんです。この中にごみ袋のメーカー。では販売、直接するまでにどのようなところを経過していくのか、どうしてそう経過をさせなければいけないのか、それをちょっと教えてください。

環境課参事（中山 啓君） お答えします。

指定ごみ袋の販売流通システムにつきましては、まず初めに……（「簡単に言って。時間が無い」と呼ぶ者あり）はい。まず初めに契約検査が行う指名競争入札にて落札した市内業者が、指名ごみ袋の製造業者にごみ袋の製造を依頼します。そして製造された指定ごみ袋が、指定ごみ袋保管配送委託業者の保管倉庫に納品されます。その後、指定ごみ袋取扱事務及び公金収納事務委託業者が市内約330店舗のある小売店の別府市指定ごみ袋から配送の依頼を取りまとめ、ごみ袋保管配送業者に配送指示を行い、指示を受けたごみ袋保管配送業者がごみ袋取扱店へ注文分のごみ袋を配送し、店頭に並んだ指定ごみ袋が市民の皆様のお手元に渡るということであります。

28番（浜野 弘君） いいですか。そういう形になぜなるか。発注するあなた方に、私は大変立派な人で能力のある人ばかりと思っています。だから少なくとも先ほども申しましたように、皆さん、何にも言いません。それに対しては皆さんが協力しようという姿勢がここまで固定してきたわけです。しかし、それはできるだけそのごみ袋を安く仕入れて、そしてそれをまた環境整備のために使うということが主眼ではないかなと思うのです。

ところが、現実には、メーカーからでき上がった物がそのまま日通の倉庫の中に入るのでしょね。でしょう、日通の倉庫に入る。それからそれぞれの販売店に行く。その間に何でもかきつものあれが入るのですか。でしょう。仮にその利益が1,000万円あるとしたら、それをあなた、どんどん何にも関係ないところで消費してしまうという考え方。こんなものを市民が聞いたら、本当に怒りますよ。だめではないですか、そんなもの。

では、その中に、さっき100%子会社である振興センターが入っておる。振興センターに何のためにお金をやらなければならないのですか。（「そこが問題だ」と呼ぶ者あり）何のあれがあってやっておるのですか。（「全部振興センターが持っていくではないか」と呼ぶ者あり）教えてください。

環境課参事（中山 啓君） お答えします。

この業務につきましては、市民サービス、生活に密着しておりまして、ごみ袋の供給の安定性・継続性が求められております非常に公共性の高い業務であります。そこで、公共性の高い財団法人別府市総合振興センターに、現在は業務を委託しております。

28番（浜野 弘君） 何のために、振興センターに委託しなければならないのですか。あなたたちは、あなたたちの能力でできんのですか。それで、そこを経由することによってなぜ何百万もという金が入らなければ悪いのですか。（発言する者あり）それなら、では振興センターに行くお金、幾らになるのですか、幾らなのですか。例えば一人の人が電話をかけたとしたら、その一人の電話代が何ぼになるのですか。幾らやっているのか教えてください。（発言する者あり）

環境課参事（中山 啓君） お答えします。

それでは、平成19年度のごみ袋の歳入歳出状況について御説明いたします。（「そんなことは聞いておらん。振興センターに何ぼいっておるのか」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

議長（山本一成君） 端的に教えてください。

環境課参事（中山 啓君） はい。では振興センターにつきましては、ごみ袋1枚につき税抜きで1円で、平成19年度実績におきまして、振興センターにつきましては792万4,1

40円、以上です。

28番（浜野 弘君） 今お聞きのとおりです。何のためにしておるのか。さっきの話と一緒に、私はこれ、ただ振興センターの存続を考えておるだけでしょ。違うのですか。そのために市民の税金というか、協力を得たそんなお金でさえ、何のためにそんなことをしなければならぬのですか。それなら、ごみ処理のためにその金を使ってほしい。これは、あなた、市民のみんなが願うところではないですか。（発言する者あり）こんな状態をつくりますと、逆にありますよ、みんなが早くつぶせということで。だから、さっきも何遍もお願いしているとお、私はお願いしているのです、無理を言っておるのではないのです。そういうものの中で民間の活力を生かすことにもう少し傾いてくれませんかということをお言っているのです。それはできませんか。最後に、それだけ教えてください。

環境課参事（中山 啓君） お答えします。

この指定ごみ袋につきましては、毎日の生活に必要な不可欠な品物で、ごみ収集の業務と一体となっておりまして、指定ごみ袋のこの流通システムにつきましては、安定かつ安心が非常に求められております事業ですけれども、しかし、議員さんが御指摘のとおりこの流通システムのスリム化を検証しまして事業費の縮減を図るように見直しをしていきたいと思っております。

生活環境部長（徳部正憲君） お答えいたします。

今、参事が答弁いたしました、振興センターの業務は、小売店から注文を受けまして配送業者に連絡し、公金の収納等をしてありますが、過去、6年前でございますが、直営を視野に検討した経緯がございます。これらを踏まえまして、経費等を考えて現在に至っているわけでございますが、今後、今、議員さんの御指摘のようにこれらの業務のあり方については再度検証、見直しを行ってまいりたいと考えております。

28番（浜野 弘君） （発言する者あり）だから、皆さんが疑問に思っておるのは……

議長（山本一成君） すみません、御静粛に。

28番（浜野 弘君） 市と振興センターがなれ合いではないかと言っておるわけでは、ないのですか。違うのですか。そんなに思われてもしようがないではないですか。今あなたたち、あなたたちがそういう答弁をしておる。（発言する者あり）今から市民からどんどんあれが出ますよ、抗議が。そんなばかなことをね。配送しますと。配送するわけない。電話するでしょう、電話係は何ぼかかるのですか、そんなものに。そんなものは、それなら環境部ではできんのですか。何を考えておるのですか。

ちょっと興奮しまして、後の分にちょっと差し支えあるのですが、もうあと4分しかありません。今、これだけ全国的に地方自治というのは大変な時期に来ております。これは私も実はせんだって監査委員会研究会に出席をさせてもらいました。今からますます地方財政というのは大変だなというのを、意識を勉強させてもらって帰りました。やはり基本的に昔のような親方日の丸的な考えは、もう通りません。ぜひ皆さんの気持ちも少し変えていただいて、市民のためにどうあるべきかということをお第一義に考えていただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

2番（加藤信康君） 久しぶりに後ろの方から鋭い「御意見」と言っておきますけれども、お聞きして、白熱した議会だなというふうには思っておりますが、質問通告の中に、私も指定管理者制度の部分が入ってございましたけれども、実はちょっと資料が足りずに、きょうは発言をしないつもりでしたけれども、今、指定管理者制度の話がありました。御回答は結構ですけれども、意見として、やはり指定管理者制度といいながらも、今回、振興センターのあり方もとになっているなというふうには思います。これはもうすでに以前からこの話はしておりますし、先ほど企画部長が、経営改善計画という話もしました。現実問題、指定管理者制度に入っていくと、振興センター自体、もうすでに新しい職員を採用するとかいう状況はないわけですね。前回、前々回の議会でも私は言いましたけれども、それは民間でも一緒なのです。指定管理者

に入れば3年そしてまた5年の期間の中でできるだけ効率よくやっていこうとすれば、正規職員を雇っていきますよという状況は生まれないと思います。これは経営者であれば、当然そうなるのです。だから、そういう意味で言うと振興センターも同じなのです。あと5年もすれば、今の職員が半数はもう退職なのです。だからそういう先々のことまで考えると、果たして今、経営改善計画は大事でしょうけれども、それがそのままずっと続く計画になるのかなというふうな気もします。

僕は市の苦しみもわかりますし、振興センターの必要性を僕はまだ感じているのですけれども、ただ、やっぱり議員がこんなに幾ら言っても執行権はありませんし、やっぱり執行部がはっきりとした方針を、振興センターをこうしますというのを出さないと、これは蛇の生殺しです。職員も苦しいです。一生懸命頑張っているのですよ。今まで本当、したこともないようなところまで右に行ったり左に行ったり、時間外ももらわずにやっているのですから、そういう意味ではやっぱりはっきりした方向性を出していただきたい。それ以上は言いませんけれども、ぜひそのことを頭に入れていただいて今後の方針を出していただけたらなというふうに思います。

別府市の環境施策ということで通告させていただきました、環境課の役割ということです。

環境課は、ことしの4月に清掃部門と一緒になりました、新しく出発をいたしました。別府市の環境のすべてを担うといってもおかしくないのですけれども、幅広い分野を受け持つこの環境課の役割というのは、非常に重要だというふうに思います。去年は、「アジア・太平洋水サミット」が開催されまして、世界の水の環境の状況、そしてその対策等々、その必要性がこの別府から全世界に発信をされたということなのですけれども、全地球的にこの環境、特に環境問題が取りざたされている中で、今回、新たな部署としてこの環境課ができました。

そこで、主軸となる施策そしてまた重点課題につきまして、今どのように受けとめてどういふふうに臨んでいるのかをお聞きいたしたいと思います。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

環境行政は、当初、公害問題が主体で行われてきましたが、公害対策が落ちついたころから自然環境等への保全問題が起り、その対応が含まれるようになりました。近年、地球温暖化対策も加味され、昔に比べますと守備範囲がはるかに広く、他の部局との連携も必要になってきている状況でございます。また廃棄物対策も環境施策の重要案件となってまいりました。

このような状況の中、本年から清掃課、環境安全課の環境部門との統合により一体的な環境行政を行っていくことができると考えております。

具体的には、昨年12月の「第1回アジア・太平洋水サミット」の開催により、本年3月の「水環境都市宣言」を受けて、多くの市民の方にわかりやすい環境広報が必要と認識し、本年6月から環境新聞「エコ沸〜く」を発行しております。10月には環境イベント「エコライフ広場」を開催し、多くの市民の御参加をいただきました。このような温暖化対策、循環型社会の構築等、行政、市民、事業者一体となった活動を実践していきます。

2番（加藤信康君） 実践しているということなのですけれども、後でその点についてはちょっとお聞きしますけれども、一体的な環境行政ができるということになったということなのですけれども、環境課の役割は非常に幅広いというふうに思っています。以前からも公害問題、公害というのは七つぐらいあるそうですけれども、それに市営墓地の管理それから害虫に狂犬病、いろんな保健衛生的な業務も行っているわけですけれども、その中にごみ収集部門、そして循環型社会ということでリサイクルの推進事業が統合されました。また、さらに「水サミット」があったということですね。やっぱり水環境、さらにまた今、世界各地で進められています地球温暖化対策に対する企画力、そしてまた実践力が求められてくるのかなと思います。かなり困難な役割を担う課であると思うのですけれども、課長の決意のほどをお聞きいたしたいと思います。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

昨今の地球温暖化等の環境問題は、人類の活動によって変化がもたらされたものでございます。我々のできることは、省エネ、省資源等で活動としては小さいものでございますが、積み重ねが大切であると考えております。現在、リサイクル教育等市民向けの講座を開講しておりますが、温暖化対策についても講座の場を設け、多くの方に理解していただきたいと思っております。特に小学生など、今後を担う子どもたちへの自然と触れ合う場を提供したり、自然への知識、自然の大切さを共有したりするような行政を目指していきたいと考えております。本年も「子どもエコクラブ」の活動を支援し、夏休みに生物調査を行いました。今後、このような活動支援をふやしていきたいと考えております。

また、現在の実務といたしましては、公害関連では本年度から県から公害3法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の権限移譲を受けまして、規制地域の変更や基準設定が市でできるようになりました。廃棄物関連につきましても、地球環境に負荷のない循環型社会を構築するためのリサイクル事業の推進を図っています。さらに市営墓地それから市内殺虫業務、それから狂犬病予防法等保健衛生業務の多くの課題を有しているところでございます。今後も環境行政を、より効率的に実行できる体制を構築していきたいと考えております。

2番（加藤信康君） 決意のほどということで、体制づくりに努めるということなのですが、公害そして環境問題、実はいろんな課との連携が必要だなというふうに思っています。幅広い知識を必要とする専門部署というような感があると思うのですが、やはりかなり熟知した経験・知識が必要と思うのですが、僕の知っている限りでは、人事異動のたびに担当が変わるような気がしてなりません。そういう意味では、本当に必要な施策が続かないのではないかな。以前は非常に環境に強い職員、専門的な知識を持った、例えば環境関係の大学を出た職員がいたような気がするのですが、最近そこに配置されてないなという気がします。そういう意味では環境問題を総合的にやっていくためには、そういう継続した力がやはり必要だ。専門家も育てていくという必要があると思うのです。そういう意味では総務部職員課の方にも、ぜひそのこともお願いしたい。

きょう、17番議員でしたか、下水道の関係で環境が悪化しているというお話がありました。いろんなことをしなければならんというふうに思っているのですが、例えば4月に一気登山に僕は何回か行きました。別府市は本当、ちょうど桜の咲くころにいいイベントだなというふうに思うのですが、悲しいかな、あの川を、境川を上っていくと、子どもわっとした時期ですね。あの川の下水のおいというのはいすごいものがあります。せっかくいいイベントでありながら、市外からいっぱい来ながら、桜もきれいなのに、臭いのです。そういうところもやはり下水道課なり、例えば清掃課の中でも昔でいう施設の方ですかね、し尿処理、そういうところとの連携をやはりしていかなければ、川を浄化するという意味では、本当、いろんな企画をし実践をしていかなければならんというふうに思います。それにまたごみ収集業務、それからリサイクル推進などの以前の清掃課の業務も加わった。新たな業務が加わった。それで、いつも見る限り外勤していますね、ほとんど苦情処理というふうに聞いています。そういう苦情処理に日々追われているのが実態ではないかなというふうに思っています。そういうふうに他の課との関連、また新たな環境施策、特に地球温暖化対策、水対策を含めて人的な充実が本当に必要だというふうに思いますので、ぜひこちら辺は職員課も含めて執行部として配慮していただきたいと思っております。

先ほど環境課としての決意をいただいたのですが、先ほど「水サミット」が開催されましてちょうど1年ぐらいたちます。今月の7日ですか、NPO法人の「おおいた水フォーラム」が、「アジア・太平洋水サミット1周年記念」ということで「水と食のフォーラム」というのを開催いたしております。サミットで別府市からメッセージとして発信されました水環境の保全強化、この必要性を継承しているわけなのですが、このサミットは、やはりアジア・太平

洋地域、いえばもう全世界的な広い範囲での行事であったというふうに思います。水環境の問題という非常に大きなテーマだけに、別府市として、今考えてみると、ただ別府市は開催地だったというだけに終わっているのではないかなという気がします。その中身というのですか、その「水サミット」の中身が、一体それを受けて別府市はどうやっていくのかというその部分、対応が全く追いついていないのかな。別府市もその後、「水環境都市宣言」を出しました。この「水環境都市宣言」も、当時の環境審議会だったですかね——とか、議員からもいろんな意見がありましたけれども、その宣言も大事ですけれども、その後が大事なのですよというふうな意見をいただいております。しかし、この間の行政としての具体的な対応というのが、僕は感じられていません。先ほど、実践していますということで回答があったのですけれども、それを感じていないのです。そこはやはり先ほど言いました専門性も含めた人手が足りない、企画に追いついていないというところがあるのかなと思うのです。

市民に対する環境新聞、一つのプロパガンダとしての役割というものが本当、大事だろうというふうに思います。当然必要なのですけれども、ただ単にこういう問題があります、だからお願いしますで終わってしまっているのかな。そのためにはそのもとに、それを対象にして本当に実践的にやっていくためには、そのもとになる行動計画が大事になってくるというふうに思うのです。

そこで、地球温暖化対策の地域推進計画、今回ちょっとタイトルで上げさせていただきましたけれども、今や地球温暖化問題が世界的にクローズアップされて、その対策が急がれています。地球温暖化対策といったら、やはりCO₂の削減になるわけですけれども、ほとんどこれは市民の意識改革しかないですよ。ただお願いしてそれが実行されるものだとは思っていません。市民の行動に期待するところが大きだろうというふうに思います。1人1人が行動を起こさなければ、決して意味を持たないわけですね。先ほど環境新聞を言われましたけれども、本当、お願いなのかな。あれで市民がこれをしようという気になるかなというふうに思うのです。もう少しやはり具体的に市民がやらなければならない、こういう目標を持ってこういうふうにしなければならない、そういう市民の協力を得るために具体的な行動をつくって実践をしていかななければならないというふうに思います。

国も地球温暖化対策、法律もできていますし、その中で地方公共団体の責務それから事業者の責務、国民の責務、これを明示しているわけですけれども、これは昨日ですかね、14番議員さんの質問にありましたけれども、市役所の中、市役所という事業所がCO₂削減にどう取り組むかということでその率先計画がありますよね。これを新たに作り直すということですが、このしっかりとした実践計画、まず市民にお願いする事業所としての率先計画をお願いしたいわけです。そして地球温暖化対策として別府市独自の地域の推進計画、家庭ではこういうことをやってください、各商店はこういうことをやってください。そういう市民とか、私を含めて市民、事業者が行わなければならない目標値の設定とか実践的なプラン、こういうものを策定する、そういうお考えがないのかお伺いをいたしたいと思います。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

地球温暖化の推進に関する法律によりまして、別府市地域温暖化対策率先実行計画を平成14年に策定いたしました。目標年次を経過していることから、現在改定作業を行っております。

議員御指摘の地球温暖化対策地域推進計画につきましては、同法律によりまして県、政令都市それから中核市、特例市が義務規定として策定をすることになっております。別府市といたしましては、今後改定期が迫る別府市環境基本計画の中で策定に合わせて市民へお願いする実践的なプランを盛り込み、充実を図っていきたいと考えております。

計画の内容といたしましては、「共生・循環・参加・国際的取り組み」をキーワードとして行政、市民、事業者との連携を深めて、環境と観光が融合するような計画ができればと考えておるところでございます。

2番（加藤信康君）　そうですね、環境基本計画が22年ということで、言われましたように新たなその計画策定が必要になってくるわけですが、別府市は政令指定都市でもありませんし中核都市でもありませんから、その策定義務、地域計画ですね、策定義務はないのですが、僕はやっぱり別府市の計画はつくっていくべきだというふうに思います。はっきり言うと、やっぱり先ほど言いましたように市民に目標値を示して、そして協力をお願いを求めていかなければ、何%削減とか言っても、これはやっぱり効果はないだろうというふうに思います。

先日、大分県が「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーデー」というので、県知事が自転車に乗っている姿が映りましたけれども、ことしで2回目だそうです、6月と12月ですね。別府市も参加したのかどうかわからないのですが、やっぱりこれも別府市が率先して県に乗るなら乗る、またはやっぱり独自でやっていっていただきたいと思います。こういうことも、そのくらいにやっぱり一つ一つやっていかないと、市民も気がつかないですね。環境省の地球温暖化対策が法律化されていますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律、その中にも具体的な実践組織ということで、行政でなく県の地球温暖化防止活動推進センター、それから事業者、それから市民代表を入れた地域協議会、これを設立して地域密着型の温室ガス削減を図ることができるというふうになっています。県内も調べてみたら、日田、中津、津久見、豊後高田、いろんな組織が入っているのですが、すでにもう設立をして動いているわけですね。別府市の状況を私が知らないだけかもしれませんが、やはり推進する側の市役所が率先をしてこれに参加をしていく。先ほど言いましたように、バス会社とか公共機関、タクシーも含めてそういう事業所、そして市民、それから県も巻き込んでそういう協議会をつくる。それが設立できるようにやっぱりしていかなければならぬ、そういう基本になる計画、実施計画というのがやっぱり必要だろうと思います。本気で温暖化対策に取り組むという意味であれば、本当、今取り組んでいかなければいけないのではないかなというふうに思います。

別府の基幹産業が温泉観光ですが、温泉観光をやっぱりはぐくんでいるのは、この別府の本当、大自然、大地と自然なわけですね。やっぱりそこを、その環境を、せっかくだいだいたその環境をやっぱり守っていく。そしてせっかくあった「水サミット」の意義をやはり市民に、そして全国に、世界に発信していく。これも先ほど言いました、最後に観光も含めてこの環境政策をやっていきたいとかありましたけれども、やはり市長が言われる「ONSENツーリズム」。環境も含めて別府市はこれだけ環境に対しては優しいのですよ。清掃車とかに張っていますわね、「地球にやさしい別府です」。これはやっぱり単なるキャッチフレーズで終わらないように本気で取り組んでいただきたい。そのことをぜひお願いをして、この環境問題については終わりたいと思います。

次に、別府商業の県立移管と市の姿勢についてです。

これは、今回自民党議員団も含めて意見書が出ておりますから、これに私も賛成の立場で臨んでおりますし、やはり疑問の点も少しありますので、お聞きしたいと思います。

ことしの1月に県教委が、後期高校再編整備計画の検討素案を出して、そして4月に中間まとめが出されて、8月に、これが最終案になるのかわかりませんが、発表されていますね。これから具体的な手順に入る、それが示されると思うのですが、別府市は別府商業高校の県立移管を要請しています。これについて、別府市はこの中身についてどういうふうに把握しているのか、詳細をお聞きしたいというふうに思います。

教育総務課参事（御手洗 茂君）　お答えいたします。

平成20年2月に別府市立別府商業高校の将来のあり方について検討委員会を立ち上げ、県立移管とその条件について諮問をいたしました。同年7月までの間に5回の検討を重ね、県立移管を目指すべきであるとの答申をいただきました。教育委員会で議決の後、県知事並びに県

教育長へ要請したところであります。その後、同年8月に県教委の後期再編整備計画が発表され、県立移管がなされた場合とそうでない場合の二つの案が出されました。また、11月末に別府市の統合校の開校年度が平成27年度と発表されております。

2番（加藤信康君）細かいクラス数とかは、こちらもありますので、いいのですけども、県教委の案では、別商が県立に移管されてもされなくても、今、校地は青校、そして青校と別商というふうになっていますね。別商の移管を申請したのが7月で、そして最終案が出たのが8月ということで、そのわずかの間に県教委は何らかの議論をして決めたのだらうと思うのですけれども、市として県教委とどういう協議そして会議がなされたのかお聞きをしたいのです。結果を見る限り、僕が聞いているその検討委員会の中の意見というのが反映されているというふうには思いませんので、別府市の基本姿勢をちょっとお聞きしたいのですけれども……。

教育総務課参事（御手洗 茂君）基本姿勢の部分のみ、お答えさせていただきます。

検討委員会の答申には、条件や要望が付されておりました。8月の県教委が発表しました後期再編計画の内容については、もう少し詳しく聞く必要があるということで説明を受けました。別府市は、検討委員会の答申を受けて、将来にわたって生徒が切磋琢磨できる教育環境を実現するためには県立移管はぜひ必要であるという、そういう姿勢で取り組んでいるところでございます。

2番（加藤信康君）検討委員会からの答申の第1に、県立移管が大前提なのですね。移管に対する条件・要望として6項目が上げられております。その条件・要望事項の文書の真意というのですか、これが反映されているというふうに思わないのですよ。市として県立移管の希望が余りにも強過ぎて、あと黙っておるのではないかな、要望が本当、弱くなっているのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

教育総務課長（荒金 傳君）お答えいたします。

8月に発表されました県の後期再編整備計画につきまして、検討委員会の答申に示された条件や要望がどのように検討されたのかということで、県教委に説明を求めています。今後は県教委と、条件等の協議を進めていきたいと考えております。

2番（加藤信康君）説明を求めたということで、こちらの意見をどれだけ言ったかなということをお聞きたいのですけれども、8月の計画では、県教委は二つの案を出したのですね。それで11月に27年実施という、27年実施としても開校みたいなものですから、もう事前に始まるわけですけれども、この発表でも変更がされていません。あえて移管されない場合を記載している。これに対して8月、9、10、11、3カ月間たって、県教委のごたごたがあったからという理由かもしれませんけれども、その間、何の変更もなくそのまま来たという、これに対してその考え方を求めてみましたか。どうですか。

教育総務課長（荒金 傳君）お答えいたします。

後期再編整備計画で県教委は二つの選択肢を提示していますけれども、県教委の説明は、この件については求めておりません。このことにつきましては、県と市の条件整備を今後協議を進める必要があることから、両論併記をしたものと考えております。

2番（加藤信康君）県教委が求めてないということですけども、県教委がこの間変更なくきたということは、結果的に別府市に対して暗黙の何というのですか、言いたくないですが、圧力とか、そういうことではないということをお望みしているわけです。今後、県との協議・交渉が行われると思いますけれども、やはりただ待つのではなくて、別府市の望む姿を強くやっぱり要望していくべきと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

教育次長（安波照夫君）お答えいたします。

市教委といたしましても、県立移管が第1の目的であるということではありますが、今後も別府市の要望につきましては、強く要望していきたいというふうに思っています。当然今後、県

教委からの県立移管の条件も示されます。例えば校舎の建て替えとか、そういう部分になるうかと思えますけれども、別府市の応分の負担という形の条件整備が今後予想されます。諸条件をクリアするためにも、今後、県教委と綿密な十分な協議が必要になってくるだろうというふうに思っております。

2番（加藤信康君） ぜひそこら辺を本当に、お願いしたいのですね。どうも県立移管が先に来て、僕らは本当、それだけでとにかくこれだけは絶対お願いします。あとは無条件でいきますというような感じにならないように、そこら辺をやっぱり心配するのですね。僕の今回の質問は、特にそこら辺からなのですけれども、別商が移管されてもされなくても、羽室台がなくなることになるのですね。これは予定になっています。今、地元も非常に心配しています。ここ最近、南小跡地の件とか南部振興のことが本当によく議案の中にも出てくるのですけれども、あのときも、議場の中でもいろんな意見が出ました、北部もあるぞといって。先ほど、「西部議員もおるぞ」ということで発言がありましたけれども、羽室高校のある野田地域ですね。私もよそからあそこに入っていったのですけれども、そこにおるからということもあって、やっぱり地元の人たちの意見がよく耳に入ってきます。市街化区域の中でも本当に山間部で傾斜地が多くて、僕はそういう畑もあり田んぼもあり、そういう山間部が好きでそこに行ったのですけれども、市街化の中では市街地化が進んでいない。やっぱり生活としては不便なところなのです。その中で羽室台高校ができたということで、住民は非常に喜んでおりますし、そのおかげで近隣の道路等が整備をされたというふうに思っています。一つの生活の核として、地域振興の核としてやはりこの羽室台高校というのは大事だというふうに思っていますし、期待が大きいものがあります。そういう中で県立移管を重視し過ぎて、この地域の要望を全く聞かないということのないようお願いをしたいわけです。あそこが本当、空き地になったら僕は大変だというふうに思うのですね。

今、そしてこの移管の条件の中に、別商跡地の無償提供が望ましいということでもありますね。本当はそこで、もう交換条件がそろったかなというぐらいの気持ちがあります。あそこは県の土地で、そしてその変更を含めているいろんな選択肢があるだろうと思うのです。だから県も悲しいかな、この羽室台の跡地については何もまだ出していませんよ。しかし、これが長引けば長引くほど地元も含めていろんなうわさが立つのですよ。そういう意味では、やはり市はこういう意向を持って県に臨んでいますという姿勢は本当に大事だろうと思いますので、ぜひそのことをお願いしたいと思うのですけれども、最後に御発言があれば。

教育次長（安波照夫君） お答えいたします。

跡地の説明でございますけれども、県教委の説明の中では、羽室台高校の跡地につきましては、当然、別府市にある県立の施設であるということは認識しております。それから、別府市とも十分な協議をしたい、利活用の協議はいたしたいというような回答をもらっています。現在のところにつきましては、まだどのようにに活用するというような案は、一切出ておりません。

2番（加藤信康君） 最後はちょっと、余りいい返事ではないですね。もう何か、羽室台はあそこは空き地になるというのを認めたような気がしました。ほかに選択肢はあるのですよ。やっぱりせめてそういう経過を通して、最終的にそうになりましたというのなら、もうしようがないのですけれども、やっぱり教育委員会の別商移管の姿勢、確かに将来の財政的なものを考えれば大事なことなのですけれども、だからといってその地域が疲弊するというわけにはいきませんから、そのことを頭に入れた上で対応をお願いしたいというふうに思います。はい、結構です。

それでは次の別府市の「中山間小集落」、これは「小規模集落」ということに訂正をお願いしたいと思うのですけれども、昨年12月の議会で山間部の小規模集落が非常に高齢化して人口が少なくなっている、非常に疲弊しているということで、その状況の報告をさせていただ

きました。総合的な対策の必要性を指摘いたしました。実際に私もなかなかどうしていいのかというのは、妙案はありません。具体的施策としては非常に今難しい問題だろうと思うのですが、この1年間に何らかの協議・議論がなされたかどうかをお聞きしたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

今年の4月下旬に、やっと県と大分県内の市町村が連携して、これらの課題解決に取り組む大分県小規模集落対策本部会議が、新たに設置されました。そして、これの協議が始まった状況であり、市単独での協議がなされたかという問いに対しては、されていない状況ということでございます。

2番（加藤信康君） 市の単独では協議されていないということで、残念なのですけれども、要は聞いたところによりますけれども、どこが担当するかはっきりしていないというような気がします。ことしの2月の某新聞に、このいわゆる限界集落ということで九州そして大分の現状が紹介されています。インターネットで調べてみますと、この限界集落とは、「過疎化により人口の50%以上が65歳以上の高齢者となって、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難な集落であり、やがて消滅に向かう」、こういうふうに記載されています。実はどういう調査であったか私もわかりませんが、別府市に3カ所こういう集落があるというふうにお聞きをしました、場所は言いませんが。ことし、県知事の肝入りで4月に対策室を立ち上げたと、先ほど課長が申されたことですね。各振興局ごとに地域対策会議を設けて、具体的に取り組みを始めているということなのですから、別府市の担当窓口、どこになりますかね。そして、これまで担当者会議、対策会議を持たれた状況があるのでしょうか。この県の振興局も含めてです。お伺いしたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） これは各課、問題はいろんな問題を含んでおりますので、総合窓口としては企画、私ども政策推進が担当しております。

そして、これまでどういう会議があったのかということでございますけれども、先ほど申しました4月の後、10月21日に2回目の本部会議が開催されておりまして、各市町村の集落が抱える問題点等が提起されております。そして本部会議の枝、下に当たるのですけれども、各振興局単位でまた同じような性格の会議、対策会議が設けられておりまして、4月25日に東部振興局管内の市町村で構成されます東部地域小規模集落対策会議が設置され、ここでは杵築市と国東市の中から各1地区ずつモデル地区を選びまして、さらに対象モデル地区の市ごとにワーキンググループを設置して検討していくことが決まりました。さらに10月16日に開催されました第2回目の会議では、それらの対象モデル地区の取り組み状況のまとめや、同地区における当面の課題や今後の進め方などが報告されております。そして、先ほど申しました10月21日の第2回の本部会議におきましては、第1回の会議でいろんな意見が出ましたので、その対応と申しますか、それと各振興局単位の地域本部の取り組み状況が報告されている状況でございます。

2番（加藤信康君） 政策推進課ということなのですから、たぶんそうなるだろうなというふうに思いました。これまで山間部集落については、そこに住んでいる方がほとんど農業者ということで、農林水産課とのかかわりが多かったわけですね。たまたま課長は前は農林水産課長ですから、いろいろ知っていると思いますけれども、農業振興面での施策が中心だったというふうに思います。しかしながら、もうすでに3地域、特に1地域は特にでありますけれども、農業どころか自分の家の前の家庭菜園までもできない、そういう高齢者が、そしてひとり住んでいる。こういう方々が非常に多くなっております。もうすでに農業振興の範疇は越えている。福祉、医療、そして連絡、交通等々の本当に生きるために必要なサービス、これが制限されているというのが実感だろうというふうに思います。農業地ということでデイサービス等々の民間の福祉関係者も一部個々の契約で入っているというのをお聞きしますけれども、だからといってすべて自己解決、そして遠くに住んでいるのでしょ、近隣ではないですね、

一緒に住んでない家族、そういう方々の責任、それだけに任せておいていいものだろうか、行政が何もしなくて本当にいいのかなというふうに思います。

そこで、別府市としてどうしていくのか。そろそろ腰を上げる時期に来ているのではないかなというふうに思いますけれども、1年前と同じ質問になるかもしれませんが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

議員御指摘のとおり別府市としてどうしていくのか、そろそろ腰を上げる時期ではないかと、私どもも認識しております。しかし、この小規模集落の問題は農業、人口、交通、福祉、医療など複雑多岐にわたっておりまして、市だけで解決するには余りに大きな課題と考えております。県など関係機関と連携なくしてはなかなか道が開けてこないと思いますので、今後、関係機関とも検討していきたいと考えております。

2番（加藤信康君） 気持ちはわかるのですが、僕はそうではない、やっぱり独自の行動ができるのではないかなと思います。ただ実際、県もことしの4月にできましたけれども、暗中模索のままその解決策というのはなかなか出ていない。いろんな意見が出てきていますけれども、「これだ」という策が出ていないというふうにお聞きしています。結局、町村合併によって各町村が市になって、そういう中で人口の流出が中心に集まってくる。そういう中でこういう地域、集落がふえてきた。これが県が対象としている非常に広い集落が対象になっているのかなというふうな気がします。これに本当、合わせていって、では別府の小集落、小規模集落が一体間に合うのかなというふうに思うのですが、やっぱり独自の考え、独自の対策を考えていかなければならない。だからといって僕が何か妙案があるというわけではないのですよね。ただ何もしないで、例えば市長が「ふれあいトーク」で地域に出ていって、「どうしてくれるのか」と言われたときに何の答えもないというのは、僕はあんまりだと思うのです。何らかの方向を出していかなければならないと思うのです。それについて、この限界集落ということで本当にいろんな議論が起こっておるわけです。

学者も、いろんな意見を出しています。例えば一つは行政対策。行政がこういう対応・対策をするにも限度がある。公共サービスを提供するコストを考えたときに、もう放っておけという、これは結論ではないですよ、事例があるわけではなくて、それは行政としてはあんまりですから、言えないでしょうけれども、そういう学者もおります。また、地域の意見は聞くけれども、最低限ぎりぎりのサービスだけして、いずれ集落がなくなるまで待とう、こういう極端な意見もあるのです。それから、逆に農業振興を中心に積極的に、例えば今、先ほどから議論がありましたけれども、非常に経済が疲弊して、今まで息子、孫が外に出ていっていた人たちがリストラに遇った、そういう方を直接的にこちらから連絡をとって、帰農、農業に帰ってもらおう、そういう施策をやっていく。また新規就農を地権者に同意を得た上で、農業委員会の同意を得た上で新規就農を募る、それも市挙げて募っていく、そういう推進をしていく。財政投資をやっていくのだという学者もおります。また、1次産業農業は非常に効率が悪く、もうからんということですね。そういう意味ではこの1次産業に頼らずに工場を誘致する、ハイテク企業を誘致するのだと。相当昔、10数年前に前々市長ですかね、東山構想というのがありました。あれはたしか宅地をつくるのだったと思うのですが、そういうふうには山間部を開発していく、そういう考え方も必要だ、こういう学者もおるわけです。

どういった方がいいかというのはなかなかわかりませんが、やっぱり僕としては、中山間部の農林業の役割というのは大事だ、農業・林業が持つ多面的機能、国土・自然環境の保全、それから水の涵養、心休まる農村風景、最近は農村ツーリズムでよく内成とか見に行かれる方もおりますけれども、非常に大事な部分だろうというふうに思いますし、森林や自然を管理する集落の人たちの役割、こういう人たちがおるからこそ別府の温泉がはぐくまれているという考え方もあります。別府の自然、森林が守られているのだというふうに思うのです。そう

いう意味で別府の環境を維持し、そして温泉をはぐくんでいる自然、そして農業の役割の観点からもこの山間部の集落、小規模集落は非常に大事だというふうに思っています。これは私だけでなく、いろいろ多くの方が思っていると思うのですけれども、だからこそ農業振興策、当然ですけれども、そこに生きる人たちのために必要な福祉施策、それとか話し相手、いろんなやり方があると思うのですけれども、生きがい施策、こういうのも含めてやっていかないと、総合的に進めていかないといけないのではないかなというふうに思います。だからといって、一方的に行政がどかどかと乗り込んで言うというわけにはいきませんから、せめてそこに住んでいる人たち、もうかなり高齢の方々ばかりです。または、例えば、そこの息子さんがどこどこに住んでいる、こういう方々にも電話なり郵送するなりのアンケート調査、そういう家族の考え、要望を聞く、そういうところから始めたらどうかな、そういう調査をしたらどうかなというふうに思いますけれども、これについて御意見をお伺いしたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

東部地域におきましては、先ほど申しました杵築、国東から各モデル地区を1地区選んで、県と関係者が合同で実態調査を行うということが決まっておりますが、市町村によっていわゆる小規模集落の事情が違うということで、別府市におきましても山の口地区、高齢率の高い山の口地区をモデル地区と選定して、選びまして、県と合同で実態調査を行う予定にしております。現在、地元の自治委員さん、振興局、市の関係者の日程調整をしているところでございます。日程が調整でき次第、実態調査を行いたいと考えておりまして、できればアンケート等も実施したいと思っております。

2番（加藤信康君） 県がやっているように市町村ごとでもその事情が違うのですね。別府市の中でも、ほとんど別府市は市街地そして山間部が非常に接近している部分もありまして、市内の集落ごとでも事情は違うというふうに思います。こういうことも勘案して個別に、やはり対応すべきかなと思います。とりあえず今、山の口というお話がありましたけれども、非常に、一番高齢化が進んでいるところかなというふうに思うのですけれども、そういうところからということですが、もう何年もしないうちにそういうところがどんどんふえてくるだろうと思うのですね。だからゆっくりしている暇はないというふうに僕は思います。集落がなくなるかもしれないという中で、本当はアンケート調査ができればというのではなくて、やっぱり実態を調査してどういうふうに思っているかというのを知らない、どこまで市がサービスを提供するのかというのも決まらないだろうというふうに思いますから、「やりたい」ではなくて、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

現時点で線引きすれば、3カ所です。この3カ所の中には「ううん、ここがな」というところもあるのですけれども、ほかの集落も先ほど言いましたように、本当、同様に高齢化が進んでいます。そしてすべてその実情が違っています。そのためにも、やはり調査は欠かせないというふうに思います。大変でしょうけれども、ぜひお願いしたい。そして、いろんな学者も言いますが、限界かどうかは自分たちで決めるのだというのが、やっぱり正しいだろうと思うのですよね。僕も同感です。要らんことして「要らんことするな」と言われるわけにはいきませんから、やはり希望を聞く、そして可能な限りの対策をしていく。窓口も決まったようですから、ぜひそのアクションを起こすか起こさないか。そして起こすならどうする、起こさないならどうする、そういう総合的観点から市の考えを示すべきというふうに思いますけれども、お考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） ただいま申しました山の口地区の実態調査が、小さな一歩ではありますけれども、アクションの第一歩と位置づけいただければ幸いです。

2番（加藤信康君） 何か余り積極的に感じないのですけれどもね。そんなにゆっくりする暇はないというふうに僕は思います。本当、難しいことなのですけれども、解決するのは本当に難しいと思います。しかし、何らかの方策は市が示さないと、本当、先ほど言いましたけれ

ども、「どうしてくれるのか」という話になったとき答えられないというふうに思うのですね。ぜひそういう意味も含めて、市長、何かお考えがあれば最後にお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

市長（浜田 博君） さすがに、詳しい農林水産事業を提起いただきまして、ありがとうございます。

小規模集落の問題は、私も本当に真剣に考えております。そういう意味で今答弁したように、山の口地区をモデル地区として、小さな一歩かもわかりませんが、アクションの一歩としたい、こう思います。アンケート調査も「できれば」ではなくて「やる」ということで実施していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（山本一成君） 休憩します。

午後2時50分 休憩

午後3時10分 再開

副議長（萩野忠好君） 再開いたします。

4番（荒金卓雄君） 先日、11月19日に、私は久しぶりにピーコンプラザの、ピーコンで行われました音楽公演に行ってみまして、「日本民謡と舞踊団」というタイトルのやつで、もちろん有料でございます。無料の講演会ですとかセミナー、こういうのにもよくピーコンには行きますが、久しぶりに有料の公演に行ってみました。同時にKinKi Kidsの全国ツアーコンサートというのが行われておりまして、私なんかの「日本民謡と舞踊団」というのはフィルハーモニアホールの方ですね、KinKi Kidsの全国ツアーというのはコンベンションホールの方でありまして、ちょうど私の方が歩いてピーコンの方に行きますと、若い方がどんどんピーコンの方に上っていきまして。正面玄関から入ってエントランスのところで見ますと、非常に長蛇の列という状態で並んでおりました。この人の多さにまずびっくりしたのですが、終了した後、私の方が富士見通りをずっと歩いて帰っておりましたら、その若い観客の皆さんも一気に退場といいますが、出てしておりましたけれども、非常に交通、輸送の工夫がされているなというのを思ったのですが、まずバスがJR別府駅への回送といいますが、ピストン輸送のバスをちゃんと準備しておきまして、そちらの方に向かう方はこちらですというような案内の方もありました。またタクシーで見えている方用に、タクシーが富士見通り、ピーコンプラザ沿いにずっと混雑するときは縦に並ぶのですけれども、ピーコンプラザの縦筋だけでは足りないものですから、別府公園の富士見通りの縦筋までずっとタクシーが並んでおきまして、それもタクシー協会というのだと思うのですが、はっぴを着て赤いライトを掲げながら、玄関の方のタクシーがどんどん空いていくと、次に別府公園の前に並んでいるタクシーを上を上げるといような、整然といいますが、やはりこれだけのイベントをピーコンプラザでやるということで体制がすごいなというのを思いながら、富士見通りを今度は市役所のいわゆる文化ゾーン沿いに、富士見通りを、歩道を下の方に下って行きながら駐車場、臨時駐車場ですけれども、そちらの方を見ますと、非常に満車状態なのです。なおかつ県外ナンバー、福岡ですとか久留米、そういうような県外の車も満車状態でありましたけれども、私が一番びっくりしたのは、文化ゾーンの臨時駐車場の中が真っ暗なのです。いわゆる街灯、照明、こういうものが全くありませんでした。

もちろんその臨時駐車場は、皆さん御存じのとおりお昼見ても車の1台1台の区切りがあるわけでもありませんし、通路がきちっとあるわけでもありませんし、あうんの呼吸でとめている皆さんがこの列にそろえようというようなので何とか通路が確保されている。ところが、入るときはある程度順序があり、早く来る人、遅く来る人があるのでしょうけれども、出る時には一気に出ようとしますので、こちらからもライトが点灯して出ようとする、こちらからも車のライトがついて出ようとするというのに、ついている警備の方が2名でした。安全用の反射のジャンパーを着てやっていますけれども、とても間に合わないという状態でありました。

私もお昼のときにあそこの臨時駐車場がよく利用されているというのは目にしていましたけれども、夜間初めて、ゆっくり歩いていったものですから目にして、それからちょっとこれは危ないなと思って、駐車場の中を少しうろろ、また縦通り、横通りの歩道の部分も回りながら、どういう出方をするのだらうかなというようなのをちょっと見て、これは別府で最大の、また一番いいイベント会場のビーコンプラザの駐車場として、このままでは危ないなというので、今回の一般質問にちょっと取り上げさせていただいた次第であります。

これがビーコンプラザ、こういう案内を、10月、11月、12月の案内のカタログがございますけれども、うたい文句が「1万人の国際会議、学会、大会からコンサート、プロスポーツイベントまで、ビーコンプラザは成功と感動を提供いたします」、こういうふれ込みでありますけれども、フィルハーモニーの方が約1,200席あります。コンベンションホールは最大広げますと約8,000席ございます。それが1万席。もちろん3階とかほかの小会場がありますので1万が優に入るのでしょうけれども、こういう規模のビーコンプラザの駐車場として、実際どこどこがあって、何台ぐらい確保されているのか、それをまずお願いします。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

ビーコンプラザの専用駐車場といたしましては、普通車396台分でございます。さらに、今御指摘の近隣の市役所西側駐車場とか松林の駐車場、それから別府公園の有料駐車場等を含めると、普通車が約1,660台、バス25台が駐車可能と考えております。

4番（荒金卓雄君） 1,660台という御返事です。また課長の方からも資料をいただきましたが、こういう一般向けのカatalogに、パンフレットに地図が載っていますけれども、それに指定している駐車場は、実は1,660台分を指示はしてないわけですね。確認したのですが、まずはビーコンプラザの地下駐車場、ここが58台、ビーコンプラザの野口原駐車場というのがちょうどニューライフプラザの山側、西側の方にありますけれども、ここが138台。それにビーコンプラザの芝生の広場、ここが200台あります。ここを合計して、先ほど課長の方が396台というお答えでございましたけれども、それ以外に実際ビーコンプラザに見えるお客さんが使うのは市役所西側、山手の正式には別府公園北駐車場という言い方なのですが、そこが100台。さらに別府公園の東側の駐車場ですね、ちょうど白菊ホテル等のあります右側の広い駐車場が366台。それに別府公園文化ゾーンという、先ほど申しました臨時の駐車場、舗装しておりません。松が植わっております駐車場、ここが約300台。この5カ所が、私はどう考えてもふだん使われている駐車スペースではないかなと思っております。それを合算すると約962台。ですから、先ほど課長のおっしゃった1,660台と、実際にふだん意識されて使われている駐車場、これの差が約700台ほどあるわけです。それ以外にその700台に相当するところが、実際はラクテンチ下の温泉プール跡地が200台ですとか、野口原の陸上競技場のスタジアムの西側、あそこの駐車場、松林の駐車場300台。実際はさらに、先ほど芝生の駐車場を入れましたけれども、ここが200台ということで、ふだんは使っていない、使いがたい。よほど大きなイベントではないと利用しないのだろうという駐車場まで入れて1,660台ということだと思います。ちなみに、ラクテンチ下の温泉プール跡地の年間の利用回数というのが、3回ということで資料では出ております。

私は、今回の臨時駐車場に使われています文化ゾーン、ここに絞ってちょっと質問をさせていただきたいのですが、課長、ここの臨時駐車場は年に何回ほど臨時ということで提供して使っているでしょうか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

利用回数は、年間に約50回となっております。

4番（荒金卓雄君） 1年間は52週ですね。だから1年間に50回臨時駐車場を提供している、使っているということは、ほぼ毎週1回使っているということでありまして、もう「臨時駐車場」という呼び方自体がそぐわないのではないかなというような気がいたします。要は位

置づけが臨時なのですけれども、実態は常設の駐車場というようなものになっているのではないかなと思うのです。ところが、ほぼ常設に近い文化ゾーンの臨時駐車場が、夜間非常に危険な状態にあるということが私は問題ではないかと思えます。

ちなみに、この臨時駐車場は約300台の台数となっておりますけれども、別府公園の東側の駐車場、ゆったりした駐車場ですけれども、あそこが実は366台の台数です。ところが、東側の駐車場は通路も広めに確保されておりますし、1台1台の区切りもしっかりあります。また有料ですから、1日じゅう管理の方がいらっしゃる。ところが、文化ゾーンの方は、1台1台の区切りももちろんありません。また舗装もしてありませんから、起伏がございます。また今の時期、枯れ葉等が地面にたまっておりまして、夜、足元を滑らせるというようなこともあると思います。また車の入り口と出口が実際どちらなのか、また通路があるようではっきりしない。ある意味ではドライバーのあうんの呼吸に任せてとめている。それで300台が賄えているという状態ではないかと思えます。晴天のときの利用ならばまだ安心といえますが、ある程度期待できるわけですけれども、照明設備がないこのままで、果たしてその文化ゾーンを臨時駐車場として使っているのか。12月も実は12月6日、7日と、これも土曜・日曜日にやはり若者に人気のNEWSというコンサートが行われまして、やはり同じように満車ございました。さらに次の12月13日、14日の土曜・日曜、また年末の27日、28日の土曜・日曜にも大分ヒートデビルズのリーグ戦が控えておりまして、臨時駐車場も恐らく満車になるだろう。

だから、この臨時駐車場の安全対策は、待ったなしだというふうに思います。ですから、別府市の方が、とにかく真っ暗のままで放置するわけにはいきませんから、街灯を、屋外灯を設置するとか、またそれが無理であれば実際に使っているピーコンプラザの方に要請して、例えば夜間の道路工事なんかのときに、発電機で照らすような臨時的移動ができる大きな照明がありますけれども、そういうようなのまで確保して安全を図れというぐらいの交渉をする必要があると思いますが、いかがですか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

大変貴重な御提言を、ありがとうございます。議員御指摘の点につきましては、ピーコンプラザの指定管理者及び文化ゾーンの所管課であります公園緑地課と早急に対策を協議いたしまして、どのような方法がよいのか検討いたしまして、安全管理に努めていきたい、そのように考えております。

4番（荒金卓雄君） 強く要望をお願いします。

もう一つ、やはりピーコンプラザ周辺の駐車場体制というのを考えますと、富士見通りを挟んでちょうど対面にニューライフプラザがあります。ここのニューライフプラザにも約170台の駐車場が設置されているわけですけれども、ピーコンプラザが駐車場としてこのニューライフプラザの駐車場を借用するといいますが、融通し合うということが現状はありません。臨時駐車場がいっぱいのときでも、ニューライフプラザの170台の駐車場が空いたまま眠っているといいますが、なっています。またピーコンプラザの野口原の駐車場、ニューライフプラザの西側の駐車場からピーコンプラザに歩いて行くときに、ニューライフプラザの敷地の中を歩いていきますね。そのときにお昼はまず気がつかないわけですけれども、夜間になりますと、ニューライフプラザの敷地内に街灯があるわけなのですが、ついてない。要はニューライフプラザは自分のところがもうきょうは行事がないというようなことで消していたりするのではないかなと思うのですが、実際はピーコンプラザに行って、また駐車場に戻る、そういう人の流れがあるわけですね。ですから、ニューライフプラザと先ほど言いました駐車場の融通をし合うですとか、またピーコンプラザで行事があるというようなときには、照明をつけてもらうというような、そういう連携ができないものか。これはいかがでしょうか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

ニューライフプラザにつきましては、別府市勤労者福祉センターのほか、大分県立生涯学習センターもございます。また双方とも集客施設でございますので、なかなかピーコンプラザの駐車場としての利用は難しいのではなかろうかと考えておりますが、ピーコンプラザの大分県の所管課でございます。そこと一応協議をいたしまして、今後、県同士で申し入れをしていきたい、そのように考えております。

4番（荒金卓雄君） 強く要望をお願いいたします。では、この項を終わります。

では続きまして、大分国体と障害者スポーツ大会について。

昨年から、ずっと待ちに待った大分国体、また障害者スポーツ大会が、この9月、10月で終了いたしました。特に別府は、大分国体も先行開催ということで9月11日から15日まで、また本番開催が少し期間を置きまして9月27日から10月7日まで。そして障害者スポーツ大会が10月11日から13日までということで、別府市にとりましては本当、9月11日から10月13日まで1カ月以上本番体制、臨戦体制ということでありましたけれども、大成功、また無事故、特に大分県は天皇杯と皇后杯ダブル受賞の成績で終えたということは、素晴らしい結果だと思います。この無事故、大成功で終えた縁の下の力持ちとして、石井事務局長を初めとする国体開催事務局の皆様、これはたしか平成16年から事務局が発足しているというふうに聞いていますので、約5年間、来年の21年3月で終了というふうに伺いましたので、その5年間の地道な御努力、尽力に敬意を表しますとともに、多くの市民の方がボランティア、また大学生のボランティアというのも伺っておりますし、また市役所の職員の皆さんもその期間中、各会場の運営等の応援に奔走されたということで、本当に別府の底力といえますか、それで大成功に至ったのではないかなというふうに思います。

そこで次に、この国体を迎えるに当たって、やはり経済波及効果、これが開会前にも少し議論されましたけれども、結果的にこの国体の経済波及効果がどの程度あったのでしょうか。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えをさせていただきます。

国体の開催に伴います経済波及効果額につきましては、本年の6月議会で26番議員さんの議案質疑でお答えをさせていただいております。ただ、6月の時点での効果額につきましては、今年度の工事費、委託料が当初予算額で、宿泊者数につきましては、最大の宿泊見込み人数により過去5年間の総額で約47億円というふうにお答えをさせていただいております。ただ、各競技会場の架設施設の委託業務や工事の入札結果に伴いまして、かなりの入札残額が出ております。それで、6月時点より下回る見込みというふうになっております。

まず、ことし消費されました主な経費について御説明をさせていただきます。

別府市にとりまして最も気になりますのが、両大会での宿泊者数ではないかというふうに思っております。6月時点での両大会での予想参加者数を1万6,800人、延べ宿泊者数を7万5,600人と推計しておりましたが、宿泊業務を担当しております合同配宿センターからの現時点までの報告では、参加者数1万4,786人、宿泊者数6万6,259人というふうになっております。当初の予定と比較しますと、参加者数で約2,000人、延べ宿泊者数で9,431人というふうに、ちょっと少なくなっております。

この要因につきましては、チームスタッフや補欠選手の数が予定より少なかった。入宿される予定が1日遅くなった競技があったこと、視察員や県内の近県の競技役員は、配宿センターを通さずに自分でホテルを確保したこと、さらには都道府県役員の中にはインターネットでできる他市のシングルベースのホテルを希望した等が要因ではなかったのかなというふうに思っております。

この結果、宿泊費の総額につきましては、合同配宿センターからの宿泊客の報告は上がってはきておりませんが、1人当たりの宿泊単価を税抜きで9,500円として推計いたしますと、6億2,946万500円となります。ただ、宿泊数は把握できておりませんが、大会には選手の保護者を初め数多くの応援者が来ております。当初予定した宿泊数につきましては、ある

程度確保されたのではなからうかなというふうには思っております。

次に、弁当でございます。選手、競技役員等、両大会で3万529食、金額にしまして2,018万4,000円というふうになっております。

次に、大会関係者の競技会場への輸送に関しましては、バスとタクシーを利用させていただきました。バスにつきましては277台、輸送車数2万5,407名、タクシーにつきましては3,978台、輸送車数1万1,515人となり、使用料の総額につきましては3,242万円というふうになっております。

次に、金額の把握はできておりませんが、土産品、食事代、飲み物代、ガソリン代、タクシー代、観光めぐり等にかなりの金額が使われたのではないかなというふうには思っております。

次に、工事費、委託料の決算見込額につきましては、6競技会場に架設物を設置するための委託料では5億2,000万円、北浜公園の解体工事等で1億6,000万円の合計6億8,000万円が支出されております。

以上が国体の開催に伴います主な経費の内訳となっておりますが、青山プールの整備、セーリング艇庫の建設、べっぴアリーナの床の整備等を行っております。スポーツ観光を推進しております別府市にとりましては、これらの施設、特に水泳競技につきましては、青山プールが一新されたということで、今後とも各種の大会が開催されることで、国体終了後におきましても引き続き大きな経済効果が図れるものだというふうに考えております。

4番(荒金卓雄君) ありがとうございます。私も今回、6月の、26番議員と石井局長のやり取りでの47億円という経済波及効果の算出の手順と申しますが、内訳をいろいろ確認する中で、通常47億円という経済波及効果と私なんか聞きますと、国体期間中にそれだけの宿泊ですとか飲食またタクシーとか、そういうサービス業的な部分のいわゆる特需と申しますが、それが47億円あるのかなというふうに単純に受け取っていたわけなのですが、今回、石井局長から詳しい説明を聞きましたら、もちろん平成20年度の本番のこの年というのもありますけれども、さらに1年前のリハーサル大会、これの部分も47億の中にはもちろん入っておりますし、さらに18年度以前、青山プールの整備ですとか、そういう部分も入っております。その算出別の内訳の角度で見ますと、いわゆる宿泊、お土産という消費支出だけではなくて大会の運営費、さっきおっしゃいました架設の施設を建てたり、また青山プール、セーリング艇庫、また北浜公園の取り壊し等の施設整備費と申しますが、そういうのがクロスしてトータル47億円。それも生産誘発倍率という倍率1.59を掛けて47億円ということでありました。

実際に私もちょっと、最初にイメージにあったこの平成20年度の宿泊ですとかお土産、そういういわゆる特需とイメージされるような額を、この47億の中で占めている割合が24.4%、ですから、「約4分の1しか」というと申しわけないのですが、単純にイメージする経済波及効果というのが47億丸々ではなくて、その4分の1、ですから10何億というぐらいに相当するのだなという、そういう落ちついて聞いてみないと、また冷静に考えてみないとけないのだなというのを教わった気がします。

いずれにしても別府市にこの5年間、また建築からそういう消費の分にわたって大きな波及効果があったというのは事実でございますので、それをまた今後のイベントなんかをやるときに一つの目安として生かしていったらいいのではないかなと思っております。

では、続きまして、今回の大分国体が、「国体改革2003」というビジョン、プランに基づいて、2巡目国体ですから、一昔前の1巡目のときのように県を挙げて公共事業的に施設をつくって経済効果を出してというやり方ではなくて、むしろ簡素・効率化、だけれども充実した活性化のある国体をやるというプランが「国体改革2003」ということで日本体育協会が打ち出しておりましたが、それが本格的に実施したのが、今回の大分大会だった。例えば、大

分県の隣接県熊本県で、今回ポートですとかクレーをやったりいたしました。またプラカード、いす、こういう備品なんかを昨年の秋田県、秋田国体の秋田県から譲り受けて利用したというようなこともあります。こういう今の財政改革に通じるような「大分方式」というのはどういうものだったのか。また、それにあわせて別府で工夫したいいわゆる別府方式というようなものがあれば御紹介ください。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えをさせていただきます。

「国体改革2003」では、時代に即応しました大会の性格やあり方につきまして再構築し、国体の充実・活性化と簡素・効率化の視点に立った改革・改善を図ることが提言をされております。これらの提言を踏まえ国体を一過性のものとして終わらせるのではなく、国体終了後も利用が促進できるような整備を行ってまいりました。

まず、施設整備関係では、大会の開催に当たってはできるだけ既存の施設を利用し、大会終了後の有効活用を考え、最小限に行っております。青山プールの整備、べっぴんアリーナの床改修、セーリング艇庫の新築工事を事業費約1億6,650万円で行いましたが、別府市の負担額につきましては2億9,000万円を済んでいるということでございます。

次に、大会で使用します各種の用具の整備につきましては、国体時だけ使用となります備品等につきましては、積極的によその県からお借りしたということで対応してまいりました。大会の運営につきましても、華美な大会運営を行わず、のぼり旗の作成につきましても、国体マークを入れずに大会の終了後も利用できるというものを作成し、現在も駅前商店街などで使用されております。パンフレットにつきましても、観光まちづくり課、温泉課が作成しているものを活用させていただきました。また全国各地から来られる多くの大会関係者を温かくお迎えするため、市内の各種関係団体で構成をされる「チャレンジ！おおいた国体別府市おもてなし推進協議会」を設置し、一般市民、小・中・高校生が花いっぱい運動、クリーン運動、学校観戦等を行いました。また新たな取り組みとしまして、国体を契機とした、お客さまを笑顔であいさつしお迎えする「スマイル運動」を立ち上げております。この運動につきましては、今後とも積極的に推進してまいり所存でございます。

4番（荒金卓雄君） 「大分方式」ということで簡素・効率化そういうのを、携わった職員の皆さんが大いに学んだ部分が大いだと思います。今回、国体が終了して、先日も人事異動で国体事務局から普通の部署への異動も出ておりましたけれども、今回の国体開催に携わった人材、またいろんなノウハウ、さらには「めじろん」、大分県としても国体が終わって「めじろん」をさらにキャラクターとして、マスコットとして活用していきたいということが出ておりますけれども、そういう部分、別府市行政にどう生かすかということではいかがでしょうか。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えをさせていただきます。

行財政改革を推し進めております別府市の職員数につきましては、年々減少傾向にあります。国体開催に向けまして各課の業務が多い中、国体の開催に理解をしていただき、国体開催事務局に多くのスタッフを配置していただいて、国体が何とか終わったのかなというふうな気がしております。

御質問の、これまでのノウハウを十分に活用できるポジションの配置につきましては、職員はどこの課に配属されましても、これまで培ってまいりましたノウハウを生かし能力を発揮できるものと確信をしておりますが、今後の職員の異動に関しましては、人事担当課と十分に協議し、適切な配置について要望してまいりたいというふう考えております。

次に、「チャレンジ！おおいた国体」のマスコットキャラクターの「めじろん」につきましては、子どもからお年寄りまで幅広く愛され、大変な人気でございました。国体終了後の今でも「めじろん」の着ぐるみの貸し出しの申請が出てきております。今後の使用等につきましては、県に確認いたしましたところ、各種の行事、地域のイベント、観光PR等でこれまでどおり活用できるとの回答をいただいておりますので、申し込み方法等につきましては、市報等で

お知らせをしてみたいというふうに考えております。

なお、国体開催事務局が来年の3月末で廃止されますので、今後の申し込み先等につきましては、利用者に迷惑がかからないよう、新たな担当となる課にしっかり引き継ぎをしてみたいというふうに考えております。

4番（荒金卓雄君） たしか国体が閉会して、すぐ国体事務局から国体の文字が入ったのぼりですね、また「めじろん」のバッジ、これの余った分といいますか、それを市民の方に希望者に差し上げますよというのが新聞に載りまして、私も実はこののぼりをもらったのです。家の柱に、外の駐車場の柱にそののぼりを立てていまして、鉢巻きをした「めじろん」が岩風呂に入っているのですね。頭にタオルを乗せている。これは大分の「めじろん」というのから一歩踏み込んで、弟分の「めじろん」といったらちょっと別府は反発しますけれども、いとこの別府としての何か、私はちょっと、「湯舟に遊ぶゆうじろう」……。そういうようなちょっとキャラクターを、また別府としてアレンジして残していくとか活用していくとか、そういうようなことがされたら、またいいのではないかなというふうに思います。

では、以上でこの項を終わります。

続きまして、安心の出産支援に関してお願いします。

この夏もやはり東京で、いわゆる妊産婦の受け入れ拒否ということでたらい回して、お母さんが亡くなるというようなことが発生しました。また昨年にも奈良県で妊産婦の受け入れが断られて、ずっとたらい回して亡くなるというようなことがありました。それと重なる中で、いわゆる飛び込み出産ということも言われました。通常妊娠して「十月十日」、約40週の間産婦人科で健康診断を受けるわけですが、経費がかさむ、負担が大きいからか、また働く女性がふえていて、なかなかそういう検診にゆとりを持って行けないというようなケースもあるからか、一回もその検診を受けないまま、いよいよ陣痛が来て産婦人科に飛び込んで、胎児の状態ですとか母体の状態を十分把握できないまま出産して、危険な出産というようなのに至るといのが指摘されまして、その中で母子の健康診断、妊婦の検診というのが非常にやはり重要なのだという認識が深まりました。

別府市は、昨年は、通常14回ぐらいが母体には、妊婦の検診としては望ましいと言われていたわけですが、いかにせん、これは病気ではありませんから保険の対象にはなりませんので、自己負担が高いということで、それを少しでも公費で助成、これは少子化の対策という面で打ち出されているわけですが、そういう公費助成が別府市は、しばらく2回までしかできておりませんでしたけれども、昨年の10月から、これは国の方針も春に打ち出されました。大体5回を目安に全国都道府県市町村、公費負担を推進してくれ、それに見合う交付税も出しますということで、昨年10月から別府市は2回から5回にアップいたしました。そういう安心の出産というのに対して経済的な面からの支援、また医療施設、医療機関としての支援という両面があるかと思うのですけれども、まず最近ニュースでよく聞きます妊産婦の救急患者の受け入れ体制、これは別府市内では胎児や乳幼児、また妊婦の医療事故等の実態、そういうものはどのようになっていますか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

医療事故の関係でございますが、実際のところ数値としては公表されていないのが実情であります。東部保健所が発行しております保険処方によりますと、平成18年度の別府市の出生児は946名でした。一方、死産が31人、それから妊娠22週から生後1週までの間、これを「周産期」と呼んでおりますが、この周産期での胎児及び新生児の死亡は5人となっております。母体についてのデータについては、公表されていないのが実情であります。

続きまして、この周産期を中心とした医療機関でどういうふうな受け入れ態勢ができていくのかということについて、お答えさせていただきます。

もしこういう非常事態、救急患者が発生した場合、県内では1次施設から3次施設までの三

つの施設において対応するという形で区分をされており。1次施設は、通常の産科医療機関であり、別府市内には現在三つの医療機関がございます。それから2次施設につきましては、県内で4病院ということで、別府市内には別府医療センターの産婦人科が指定されている状況であります。それから3次施設ですが、3次施設は別府市内にはございません。県内では大分県立病院の総合周産期母子医療センターと大分大学医学部附属病院周産母子センターの2カ所となっております。妊産婦の急患の場合は、母体の状況等に応じまして、この1次施設から3次施設までのそれぞれの施設が連携して患者の搬送が行われるようになっております。大分県内のこの周産期の医療における救急のシステムにつきましては、他県と比較しまして比較的スムーズに行われているというふうに言われております。

4番（荒金卓雄君） 別府市内で、母体のそういう救急のことで悲しい事故が起こらないように、また別府市内にもそういう産科病院が4カ所ある、これは県内でも非常に恵まれているということでしたので、その運用が維持できるようにお願いしたい、このように思います。次に、経済的な負担の面からの質問をさせていただきますけれども、今、出産に関して、先ほど申しました妊産婦の検診の補助が5回行われております。また出産一時金というのが35万円支給ということで、ほぼ分娩費は公費で賄われているというふうに認識しておりますけれども、今回、新たに国が妊婦検診の公費負担を14回まで無料にするという思い切った方針を舩添厚生労働大臣が出し、今度の第2次補正等に乘せてくるというふうに伺っておりますけれども、この内容に関してちょっと教えてください。

保健医療課長（伊藤慶典君） 妊婦検診につきましては、今御指摘いただきましたように、別府市の場合、県内はこれは統一ですが、5回までが公費負担という形でさせていただいております。今回、国の方で検討されておりますのが、これは緊急経済対策の中ということで検討いただいているようにあります。6回目以降14回までの妊婦検診に対して、国が2分の1の国庫補助を行うということで検討をいただいております。

ただ、無料という形で誤解されている面がありますが、これは無料ではなくて、別府市の場合、今5回で2万7,440円という金額を補助しております。それぞれの検診におきまして検査項目が異なりますと、3回目以降、現在3回から5回までは一律5,000円という補助をしておりますが、5,000円を超した場合につきましては自己負担という形になっているのが実情であります。

4番（荒金卓雄君） そうですね、そこが今の誤解の公費負担という面でも、実際の基礎的検診項目に関しては約5,000円の範囲で公費負担しているわけですがけれども、実際はそれ以外の検査項目をやはり病院の先生から言われれば受けて、そこは自己負担というのがあります。ですから、極力そういう部分も含めて公費負担を充実させていただきたいと思っております。

また、今回の14回のこの公費負担というの、課長とやり取りさせていただく中で、まだ国の方の緊急経済対策という位置づけで出されて、それもこの2年間の目安ということであれば、その後の、例えば14回に一気にアップした場合に、3回目以降がどうなるのかというようなことを言われましたけれども、その部分が、例えば別府市が14回無理にやらなくても、回数を10回ぐらい、5回から例えば8回ぐらいに絞ってやれば、その14回分をもらった分で賄えるというような、そんなことにはなりませんか。どうですか。

保健医療課長（伊藤慶典君） この検診につきましては、回数をふやすのが適当なのか、それとも中身の検診内容の項目をふやすのがいいのか、意見がちょっと分かれている状況にあります。回数的に国の方で14回まで無料という形で国庫補助しますという形になった場合に、これは県内統一にはなるのかと思っておりますが、別府市は8回までしかしませんという形になれば、国庫補助をせつかく出しているのにとということで、国からの指摘等がある可能性があるのかと思っております。項目的な面をふやすのか、それとも回数をふやすのか、現状では具体的に国の方が

ら市の方には何も来ておりません。状況を確認しながら、妊産婦の方が安心な出産ができるような形で今後取り組んでいきたいというふうを考えております。

4番（荒金卓雄君） ありがとうございます。では、以上でこの項を終了いたします。

続きまして、4番目の高齢者行政についてお尋ねいたします。

敬老祝金の変更については、議案質疑の中でも具体的な確認、説明がありましたので、もうそこは私の方は伺いません。端的には今まで70歳以上の年金型であった敬老祝金が節目型に変更になる。また、これまでは5月の一斉支給という形式でしたけれども、今後はいわゆる誕生月に本当のお祝いという形でしましようというふうに伺っております。これは今支給されている方にとっては、非常に「えっ、残念だ。どうして」という思いだとは思いますが、今この敬老祝金の事業予算額が約1億3,300万。これを今度の節目型に変更いたしますと、約3,871万というふうに伺っております。ですから、約9,500万の、「減額」と言ったら恐縮ですが、浮くわけですね。ですから、そういうものを今度では何にどういうふうに使っていくのかということが、一番問題になるかと思えます。

ちなみに、まず最初に現在の敬老祝金の受給対象者、また実際に申請して受給している方の人数、割合、それをお願いします。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

現在の3月末現在70歳以上の人数は2万4,368人で、敬老祝金の受給者数が2万1,968人ですので、約90%の方が受給しているというふうに見込んでおります。

それと、先ほど1億3,000万がという話がありましたが、1億3,000万のうち平成21年度の見込みが70歳、それから暫定で71歳が入りますので、それとあと75、80、90、100となりますので、6,900万、約7,000万を使わせていただきますので、6,400万程度というふうな感じになっております。

4番（荒金卓雄君） 今回どうして変更したのか、単純な福祉予算の抑制、また削減なのかと。しかし、課長の方が先日の説明の中で、議案質疑の中でおっしゃっていました。急速に進む少子・高齢化社会に対応できるように、現金支給型の施策については考え方を換えられるように、これは別府市行政改革市民委員会というところから求められている。それにあわせて、今実際、高齢化率、全国でも65歳以上の方が20.8%、これは昨年データですが、大分県はまだもちろん高いわけで24.3%、別府市の場合は26.9%。ですから、もう4人に1人は65歳、またさらに75歳以上のいわゆる長寿医療制度の対象者の方も全国で約1,300万、ですから10人に1人以上の率で75歳以上の方がいらっしゃる。ですから、高齢者への福祉という視点だけではなくて、今後の高齢者の方に対する政策、そういうものが大きく見直されてきているのだと思えます。

まず、別府市として今後の目指すべき高齢者福祉事業の見直しについてお願いします。

高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

高齢者の占める割合が増加する中で、まず介護保険制度がつけられ、今後ますます高齢者福祉施策と介護保険事業を総合的に推進していかなければならないと考えております。今後の高齢者福祉施策としては、介護予防にかかる事業、高齢者の在宅支援にかかる事業、高齢者の総合相談事業にそれぞれ強化が必要であることから、介護予防それから配食サービス、軽度生活援助など身近な問題を拡充・充実、また高齢者福祉事業を後退させることなく努力していきたい、このように考えている次第でございます。

4番（荒金卓雄君） おっしゃるとおりだと思います。高齢者行政はいわゆる社会保障の分野また雇用、さらには医療、介護はもちろんですが、住宅ですとか余暇、こういう多くの部分にわたって行政が方針を示していき、つくっていくということが必要になってくるかと思えます。先ほどおっしゃった高齢者福祉事業を後退させることなくということをお願ひしまして、この項の質問を終了させていただきます。

では最後に、電動カートのことに関してお願いいたします。

最近、私も別府市内を車で、また歩いてさまざまところを動く中で、電動カートと言われる4輪また3輪の車を多く目にするようになっております。私なんかの聞きかじりの知識では、歩行者と同じ、またある程度安定しているというようなことも聞いておりますけれども、こういうのが今後高齢化社会が進む中で利用者がふえていく、また利用する場が広がっていく、こういうふうには思います。それに関して、まず市としてこの利用者、利用人数、そういうものに関しての把握がしっかりされているでしょうか。

自治振興課参事（三瀬正則君） お答えいたします。

電動カートは、道路交通法上では「身体障害者用車いす」とっております。当然、身体障害者はもとより、最近ではシニアカーとして、歩行が困難な高齢者の社会参加手段として普及しております。その普及に伴って、電動車いすの交通事故が多数発生しているということは聞いております。

また、市内での利用者数については、登録義務がありませんので把握はできておりませんが、電動車いすの平成18年度までの累計出荷台数は、約48万台とのことです。

4番（荒金卓雄君） まだ行政としてそういうのは、もちろん免許があるわけでもありませんし、登録というわけでもありません。個々に、いわゆる車の販売店でスズキですとかヤマハとかというようなメーカーが扱って、主に高齢者が購入している。実際は高齢者が直接購入ではなくても、介護保険のサービスの一環として2,500円から3,000円台の月々の費用で利用していくという、費用の面でも利用しやすいわけですから、今後広がっていくことが私は期待されると思います。そういう面で行政の側からの安全対策ですね、安全対策が、現在考えられる範囲でどうなのか、十分なのか、そこはいかがでしょうか。

自治振興課参事（三瀬正則君） お答えいたします。

事故防止策として、警察庁では平成14年度に日本交通管理技術協会に委託して、電動車いすの安全利用に関するマニュアルを作成しております。このマニュアルについては、有識者の意見、実際の交通事故事例等に基づき、電動車いす利用者やほかの交通参加者の安全を確保するために必要となる事項やマナー等をまとめたものであり、このマニュアルは、交通安全教育の指導者用と利用者用の二つになっております。

また、経済産業省は、高齢者の事故が相次いでいることから、国の安全基準を策定してメーカーに遵守を義務づける方針で、消費経済審議会の答申を受けて政省令を改正し、平成21年中をめどに施行予定と伺っております。

4番（荒金卓雄君） ありがとうございます。もう時間がありませんので、次の道路、駐車場、こういう面で今バリアフリーということで、非常にそういう安全面の配慮がされた工事が進んでいるかと思えますけれども、道路河川課の方として、こういう電動カートに対する道路、駐車場、安全対策、この考え方はいかがでしょうか。

道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

近年、高齢者等による電動カート、これにつきましては通行区分が、先ほど言われましたように歩行扱いということになっておるようでございます。しかしながら、現実的に電動カートは車いすと同じような扱いと思われ、交通バリアフリー法の施行基準に沿った道路の整備を図っていくべきであると思っております。

現在、当課におきましては、石垣地区で安心歩行エリア事業として交通事故抑制対策を目的に歩道の部分の段差解消、それから舗装改修を行っているほか、餅ヶ浜中津留線、これは中部中学通りでございますけれども、吉弘踏切などの通りで改良事業を行って、歩道整備につきましてはセミフラット形式、そういった形でバリアフリー構造を施行しております。

副議長（萩野忠好君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時11分 散会